

令和5年度大分県予算に関する 申入れに対する回答

令和4年10月26日

大 分 県

【総務部】

- 1 岸田政権は「憲法 9 条」などの憲法改憲を明言している。これは日本を「戦争する国」へ突き進もうとするものであり、多くの国民が反対している。国に対して憲法 9 条改憲反対の意思を表明すること。

(回答)

日本国憲法第 9 条は、戦後 70 年以上にわたり、我が国が世界に誇れる平和国家として繁栄してきた歩みの中で、その根幹となる大きな役割を果たしてきたものと認識している。

憲法の改正については、国民一人ひとりが関心を高め、若い世代を含めて広く国民の間で、慎重かつ冷静に議論を尽くしていくことが肝要であると考えている。

憲法の改正は、最終的に主権者である国民自らの意思により決定されるものであり、県としての意思を表明することは考えていない。

- 2 多くの県民は、消費税の増税、新型コロナウイルス感染症の拡大や台風・豪雨災害など塗炭の苦しみを味わっている。その主要な原因は 2019 年 10 月の消費税を 10% に引き上げたことにもある。よって最悪の不公平税制である消費税は直ちに廃止し、当面 5% への減税を実施するよう国に要求すること。

(回答)

消費税率 10% への引上げは、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化の中で、財政健全化への内外の信認を得て、社会保障制度を次世代へ引き継ぐために、避けて通れないものであったと認識している。

また、税収が経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく、かつ、国民が広く負担する消費税は、社会保障を国民全体で支えていくという理念から、その財源として適している。

県としては、コロナ禍で傷んだ社会経済の再活性化に向けて、生活者・中小企業者等への支援などを、国や関係機関と連携しながら、引き続き講じてまいりたい。

- 3 2023 年 10 月よりインボイス制度が実施される予定となっている。小規模事業者ほど負担が重く、取引から排除されるか課税事業者に転換しなければならないような仕組みとなっている。このようなインボイス制度の実施をしないよう国に求めること。

(回答)

インボイス制度は、複数税率の下で、税制の公平性や透明性を確保し、消費税の適正な課税を行うために必要なものであり、また、インボイスにより税額が明確になることから、中小企業にとっても価格転嫁を行いやすくなるといったメリットも期待されている。

制度の導入については、令和5年9月まで4年間の準備期間を設けるとともに、そこから更に6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定の仕入れ税額控除を認めるなど、事業者の準備や設備導入のための十分な期間が設けられている。

国は、小規模事業者の事業が継続されるよう、制度の周知、広報や必要な支援を行っているところであり、県としても、国や関係団体と連携しながら、適切に対処していきたい。

- 4 デジタル改革関連法が成立し、巨大な権限を持つデジタル庁が発足した。関連法では行政機関・独立行政法人・民間事業者などの個人情報保護法を一本化する。本人が知らないところで個人情報を利用され不利益な使い方をされる危険性がある。規制を国に求めると同時に、県としても本人同意など厳しく規制する条例にすること。

(回答)

個人情報保護法第69条では、本人の予期せぬ利用等による不安・懸念を生じさせ、悪用によるプライバシー侵害等をもたらす危険性を増大させないよう、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の利用・提供を原則として禁止している。また、本人・第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合であって、本人の同意があるときなどの要件に該当する場合に限り、目的外での利用・提供を認めており、この要件該当性については、国のガイドラインにおいて詳細な判断基準が示されている。

条例化については、全国共通ルールを法で設定するという今回の法改正の趣旨から、法の規律を超えて独自ルールを追加することは許容されないとの考え方が示されている。

県としては、法やガイドラインを遵守し、個人情報の適正な取扱いの確保に努めていきたい。

- 5 マイナンバーに健康保険証・運転免許証や銀行口座など紐づけを行うことをやめること。特に健康保険証との紐づけが今年度末までに義務化されようとしているが、実施しないよう求めること。また国による一元管理が可能となり、市民監視に利用される危険性があり、個人情報の漏洩にも大きな不安があるようなマイナンバー制度の導入を中止すること。併せてマイナンバーカードの交付率によってデジタル交付金に差を設けるような制度の実施をしないよう国に求めること。

(回答)

マイナンバー制度は、住民の利便性向上と行政運営の効率化を図るための重要なインフラである。国は、住民がデジタル技術の便益を享受できる環境の整備を進めており、これらの取組は、今後のデジタル社会の実現には不可欠なものとする。

マイナンバー制度における個人情報の管理については、各行政機関での分散管理が徹底されている。また、ネットワークシステムではマイナンバーではなく別の符号を用いた情報連携、通信の暗号化など、厳重なセキュリティ対策がとられている。

デジタル田園都市国家構想交付金については、国は、「マイナンバーカードは、安全・安心なデジタル社会の基盤であり、その普及促進は、デジタル田園都市国家構想の実現に

向けても重要である」としており、県としては、国の動向について、今後も注視していきたい。

- 6 県民税や事業税などの納税については、景気後退及び非正規雇用の拡大などによって県民のくらしは疲弊しきっており、税金を「払いたくても払えない」状況が続き滞納も発生している。滞納については個々人の状況をよく勘案して、納税相談の徹底や、徴収の猶予や換価の猶予制度を滞納者に周知し、その対応も国税庁発行の「納税の猶予等の取扱要領」に則した対応をすること。

また、コロナ禍の中、納税が困難な県民に対して納税猶予などの制度を積極的に周知徹底すること。

(回答)

県税の滞納整理に当たっては、早期納税を促すとともに、資力がありながら納付しない場合には、厳正な処分を行っている。

一方で、滞納処分によって事業の継続や生活の維持が困難となる納税者に対しては、納税者の視点に立って内容を十分に聞き取り、実態を正確に把握し、徴収の猶予や換価の猶予などを適用している。

その適用に当たっては、納期限内に納付を行った納税者との公平を欠くことのないよう、法令に定める要件を満たしているか国の取扱要領等も参考にしながら適正な処理を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に著しい損失を受けたこと等で納税が困難となった納税者に対しては、納税通知書を送付する際に同封するチラシで納税の猶予制度を案内するとともに、テレビ・ラジオCM等により幅広く周知に努めている。

- 7 行財政改革のもと、県職員の削減が続けられており、過労死なども生じている。長時間労働削減のためにも職員を増員すること。また職員については、非正規ではなく正規職員を雇用すること。

(回答)

本県を取り巻く厳しい財政事情を受け、大分県行財政改革プラン等により職員定数の削減に取り組む一方で、組織・機構や業務執行体制の見直し等も行い、複雑・多様化する行政ニーズに対応しながら、業務量に見合った適正な人員配置に配慮してきた。

平成24年度以降は計画的な定数削減は行っていないが、「安心・活力・発展プラン2015」に基づく「大分県版地方創生」の実現を目指した政策展開等、新たな行政需要にも対応できるよう、選択と集中による適正な人員配置に努めている。

また、働き方改革を進める中で、「勤務時間管理システム」の活用などにより、長時間労働の実態を的確に把握しながら適正な人員配置を進めたい。

8 「ジェンダーギャップ指数2022」によると、日本は146か国中116位と先進国の中で最低レベルという状況である。女性幹部の登用を積極的に行うこと。

(回答)

「大分県女性活躍推進行動計画」に基づき、若い年代から政策部門や予算・人事管理部門などへの配置を行い、幅広い職務経験を積ませることで中長期的なキャリア形成の支援を行うとともに、国や他の地方公共団体、民間企業等への研修派遣等への女性職員の参加を推進し、班総括やその先の所属長等、管理職への登用を見据えた人材育成に取り組んでいる。

女性の管理職への登用については能力・意欲・実績に基づいた登用を進めており、班総括以上の女性職員の割合は9.1% (H27.5.1 現在) から16.9% (R4.4.1 現在) へ、課長級以上の女性職員の割合は、7.3%から10.2%へと向上している。

今後も、女性職員の活躍の場を広げ、管理職への登用を拡大していくため、ライフステージ各段階の課題に応じた中長期的な視点に立った人材育成・キャリア形成支援の取組を進めていく。

一部回答《商工観光労働部分》

(デジタル推進策について)

1 DX 推進については、情報機器を使えないデジタルデバインドへの対応についてどうするのか。また相談窓口などを職員対応から AI 対応に代わる危険性がある。県民の利便性を損なわないような対策をとること。 (下線は総務部、それ以外は商工観光労働部)

(回答)

県の業務のデジタル化については、県民サービスの向上と県の業務の効率化の観点から、推進していく必要があると考えている。県民からの相談についても、デジタル技術を活用することで、時間外や休日の対応が可能になる上、定型的な相談への対応を自動化することで業務の効率化も見込める。なお、その導入に当たっては、業務の特性を考慮し判断することになる。

一部回答《生活環境部分》

5 統一協会による以下の項目についてその人権侵害の実態を調査し、被害者救済とともに、被害の拡大を防止する対策を講じること。

①集団結婚式について

憲法 24 条の違反の重大な人権侵害であり、元信者の離婚や 2 世の方々の被害の訴えが広がっている。県としても実態を調査し、被害者の救済に万全を講じるとともに被害者の拡大を防止すること。

(下線は総務部、それ以外は生活環境部)

(回答)

宗教法人法において、旧統一教会の所轄庁は、文化庁となるため、同法に基づき、報告を求め、質問を行うなど、県が行えることはない。県において信者の状況などの活動状況も把握していない。

【企画振興部】

- 1 東九州新幹線の整備計画路線への格上げの取組については、完成するにも相当の期間を要し、今後の産業構造、地域経済の構想も示さないまま、莫大な税金を投入するような新幹線の構想は、税金の使い方としては再考すべきである。県民の合意のない整備計画路線への格上げの取組は行わないこと。

(回答)

東九州新幹線は、基本計画において、福岡市を起点に、大分市、宮崎市を通り、鹿児島市に至ると示されているのみである。

東九州新幹線のルートをはじめ詳細な事業費や投資効果、また産業構造や地域経済の構想について具体的な議論をするためにも、まずは整備計画路線に格上げし、議論を加速させることが不可欠であることから、県としては、引き続き、整備計画への格上げを目指して、国への働きかけや県民の機運醸成を図っていく。

また、今後の状況の変化をしっかりと見据え、シンポジウムや説明会の場を活用し、並行在来線の問題も含め、様々な観点から議論を深めていきたい。

- 2 太平洋新国土軸構想の豊予海峡ルート構想について莫大な費用がかかり新たな県民負担も予想される。このような事業については協議会からの脱退と事業そのものを中止すること。

(回答)

豊予海峡ルートを含む太平洋新国土軸構想は、四国や関西との人・物の流れの促進による本県経済の発展や災害時におけるリダンダンシー確保の面において重要と考える。

しかしながら、国の国土形成計画においては、「長期的視点から取り組む」との表現にとどまっており、いまだ明確に位置づけられていない。

そのため、本県としては、関係県等で構成する推進協議会等を通じて、国に対し、引き続きその必要性を訴えていくとともに、まずは充実したフェリー航路により、海峡間の人と物の流れを増やし、交流の軸を太くするための取組を推進していく。

- 3 JR九州のスマートサポートステーション導入に伴う駅の無人化について、障がい者団体が移動の自由を奪うものとして提訴している。高齢者、通学等にも影響がでる駅の無人化を中止することをJR九州に強く求めること。また、人員の削減をせず、すべての駅のバリアフリー化を促進すること。

また赤字路線だからといって廃線の対象にすることがないようにJR九州に求めること。

(回答)

JR九州が進めるスマートサポートステーションの導入を含めた駅の無人化は、利用者の減少等により、路線を維持することが難しくなる中での経営努力の一環と受け止めている。一方で、JR九州が公共交通機関としての役割を担っている以上、利用者のニーズを十分に踏まえることが重要と考える。

県としては、JR九州に対して、本年7月に国が策定した「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」の内容や利用者のニーズを踏まえ、適切に対応するよう求めていく。

駅のバリアフリー化については、国の基本方針に基づき、1日3千人以上利用のある県内9駅と1日2千人以上利用のある県内3駅の全てにおいて、昨年度に整備を終えている。

また、この他の駅についても、九州各県で組織する「九州地域鉄道整備促進協議会」の要望活動を通じて、JR九州に対して、バリアフリー化を推進するよう求めているところ。

ほかにも、在来線鉄道が地域にとって重要な役割を担う貴重な交通手段であることから、採算性の観点のみによる減便や路線廃止の検討を行わないよう求めている。

引き続き、JR九州に対して、利用者の安全性・利便性の確保を図るよう求めていく。

- 4 県として、20年間にわたるホーバークラフトの事業継続の安定化問題でも「企業が利潤追求のために安全対策を後回しにする」ことのないようにしっかりと監視し、指導すること。

(回答)

長期的に安定して事業を継続するため、今回の事業スキームでは、官民連携による上下分離方式を採用するが、一般旅客定期航路事業の実施に当たっては、安全の確保が何より大事であり、県・運航事業者ともに十分にこのことを認識している。今後締結する契約等においても、しっかりと事業の継続性と安全性を担保していく予定である。

【福祉保健部】

(医療・コロナ感染拡大防止関係)

- 1 PCR等検査の拡充と検査体制の充実をさらにすすめること。医療機関、介護施設、福祉施設、保育所・幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的なPCR検査や抗原簡易キットによる検査等を行い、必要に応じて、施設利用者全体を対象にしたPCR等検査を行うこと。

(回答)

高齢者入所施設において職員からの感染拡大を防ぐため、本県では、8月中旬以降、職員の定期検査用に約14万個の抗原定性検査キットを配布した。また、集団感染のおそれがある施設等には、職員分の検査キットを都度配布するとともに、PCRによる一斉検査を行うなど行政検査も重点化している。

- 2 新型コロナウイルスの影響による医療機関、介護事業等の減収補償や費用増への財政補償を行うこと。また、減収となった医療機関の従事者の処遇改善、危険手当の支給、心身のケアのために、財政的支援を行うこと。

(回答)

【医療機関への支援について】

県が実施した医療機関へのアンケートによると、保険診療収入は、以前に比べ改善してきたものの、コロナ以前の状況には戻っていないところから、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関等への支援について、全国知事会を通じて、引き続き国に対して要望していく。

医療従事者の処遇改善については、一部の新型コロナ患者受入医療機関が特別手当を支給している。医療従事者の確保には、処遇改善に加え業務負担の軽減を図ることも重要であり、これらについても、全国知事会を通じて国に要望しているところである。

メンタル面の支援では、希望する施設に対し公認心理師等の専門家を派遣する枠組みを構築しており、併せて保健所やこころとからだの相談支援センターに相談窓口を常設し、すぐに相談できる体制を整えている。

【介護事業への支援について】

通所系の事業所については、特に新型コロナの影響を受けやすいと見られていることから、利用者が一定割合減少した場合に、介護報酬を加算する特例措置が令和3年4月から実施されている。

また、陽性者が発生した事業所等に対しては、同じく令和3年度から、地域医療介護総合確保基金を財源とする「サービス提供体制確保事業費補助金」により、かかり増し

経費を助成している。具体的には、感染者発生に伴う追加の人員確保のための経費、施設内消毒及び清掃費用等の経費に対して補助している。

- 3 今回の新型コロナウイルス感染症対策では、保健所が大きな役割を果たした。しかし1994年の地域保健法によって県内の保健所が統廃合され、設置数も職員数も減少している。今後様々な感染症が危惧されており、今回の教訓から保健所の職員増や増設など体制充実を図ること。

(回答)

これまで、各保健所に保健師9名を増員するとともに、コロナ対応のための会計年度任用職員を配置したほか、人材派遣会社に委託して看護職及び事務職を配置している。

また、保健師OBや市町村保健師に加え、本庁や近隣地方機関の職員など全庁を挙げて応援派遣し、感染状況に応じた機動的な体制を確保してきた。

さらに、クラウドサービスを活用した健康観察の省力化や疫学調査票の電子化、ショートメールを利用した陽性者への一斉連絡に加え、9月26日からは全数届出を見直し、健康フォローアップセンターを開設するなど、業務の効率化も順次進めてきた。

なお、保健所の所管区域については、地域保健法の規定により地域医療計画の二次医療圏を参酌して設定することとされており、現行の6保健所・3保健部体制は同規定に則ったものとなっている。

- 4 厚労省が求める再編・統合計画は、今回のコロナ禍の中で、今後このまま再編・統合が進められれば、医療圏によっては病床数が足りなくなることも考えられる。県として「公的・公立病院の統廃合計画」は中止し拡充するよう国に求めること。併せて県としての計画をしっかりと立てること。

(回答)

公立・公的病院のあり方については、地域医療の実情を踏まえ、関係者でしっかりと議論することが重要であり、地域医療構想調整会議で協議を重ねてきた。既に一部の対象病院は、病床削減等ではなく、病床機能の転換を行うことで地域の合意が得られており、残りの病院についても、今年度、新型コロナ対応の経験をもとに、公立・公的病院が担う役割を十分に踏まえた上で、丁寧に協議していくこととしている。

県としては、再編統合ありきではなく、関係者の合意と県民の納得を得ながら、誰もが、どこに住んでいても安心して質の高い医療を受けられる体制づくりに引き続き努めていく。

5 第7波の陽性患者数が減少傾向にあっても、ブレイクスルー感染による「隠れ陽性者」への懸念も広がる中、無症状の感染者を早期に発見・隔離・保護することは不可欠である。抗原検査センターなどによる、誰でも無料で何度でも受けられる検査体制を、継続して実施することが、県内全市町村において必要である。国に対し、切れ目のない検査が実施できるよう検査に対する財政措置を求めると共に、県においても感染が収束するまで PCR 検査や抗原検査を独自に行っている市町村への助成、及び実施していない市町村に検査センター設置のための財政支援をおこなうこと。

(回答)

感染に不安を感じる無症状の方が利用可能な無料検査場を県内82か所に設置し、県民の不安解消に努めている。これまでに約37万人が無料検査を受けており、感染不安を感じる県民の不安解消につながっている。加えて、12歳以上65歳未満の有症状者に対しては、希望者に抗原定性の検査キットを配布し、自己検査の上、陽性登録できる体制も整えている。

また、国に対しては、無料検査事業等の対象拡充や全面的な財政措置を行うよう、全国知事会を通じて要望している。

6 大分空港でのPCR検査はスマホやパソコンなどの予約に限られている。電話での申し込みも可能にすること。

(回答)

本事業は、事業者に対し県が経費を助成して行われているものであり、予約方法等については事業者の判断によるものである。必要に応じて、電話での受付・予約を行っている県内82か所の無料検査所を利用いただきたい。

7 地方創生臨時交付金「検査促進枠」のうち、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等促進事業が8月末で終了したことから、県外からの旅行客・来県者に対する検査費用を県で負担すること。

(回答)

イベントや旅行・帰省等の活動に際しても、感染不安を感じる住民であれば、居住地で無料検査事業を利用できるため、県外の方は出発地での検査が可能である。

8 新型コロナ感染の影響による生活困窮者に対して、国の制度では救済されない県民へ県独自の国保税および医療費一部負担金を減免する「特別救済制度」を創設すること。

(回答)

新型コロナに係る国保税の減免については、税の賦課権限を持つ市町村長が、条例等に基づき決定している。

県としては、減免に対する財政支援基準等の通知や、市町村からの疑義事項の国への照会、各市町村の取組状況等の情報集約と共有等の取組を行っているところであるが、国に対しては、減免を実施した自治体に対し、引き続き減免額の全額を支援するよう、全国知事会等を通じて要望している。

(年金問題)

- 1 年金生活者は大変厳しい暮らしを余儀なくされている。県として最低保障年金制度の創設を国に要望すること。また、年金引き下げを行わないよう国に求めること。

(回答)

県内では、4箇所に設置されている日本年金機構年金事務所及び市町村が年金に関する事務を行っており、県では年金に関する事務は行っていない。

公的年金制度については、国において、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保を図るため、社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化など所要の措置が講じられている。

なお、現在進行中の物価高騰の年金額への反映は、令和5年度支給分からと見込まれるが、国は物価高騰の家計への影響が特に大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯5万円の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を支給することを決定し、現在、県内各市町村において支給準備が進められているところ。

(国民健康保険関係)

- 1 国に対して、国民健康保険を協会けんぽ並みに大幅引き下げるために公費を1兆円増額するよう、また「平等割」「均等割」を廃止し、特に収入のない子どもに対する税はなくすよう求めること。またコロナ感染症の影響を含め、これ以上国保税が引き上がらないよう、市町村に対して財政支援をおこなうこと。

(回答)

県は、国保制度に関し、全国知事会等を通じて、国の責任において財政支援の拡充を確実に行うことや、医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から子どもに係る均等割保険税軽減措置を導入すること等について、毎年度、国に要望しており、今年4月から未就学児分の均等割について新たに公費による5割軽減措置が実現したところ。今後も引き続き、全国知事会等を通じて、さらなる軽減拡充など国に対して必要な要望を続けていく。

また、国民健康保険は公的医療保険制度として、保険税収入を含む市町村からの納付金と法定の公費で必要な支出を賄うことにより収支均衡を図ることが原則であるが、令和4年度の納付金算定では、公費の減額等の保険者の責めによらない理由での納付金の増額に対して、その伸びを緩やかにすることを目的に財政安定化基金9億円を充当し、市町村を支援する予定である。

- 2 滞納処分の実施にあたっては、市町村まかせにせず、国保の「運営を担い、財政運営の責任主体」として、被保険者の基本的人権を尊重し、くらしと健康に十分配慮した「収納対策の支援」をおこなうこと。

(回答)

県としては、保険者である市町村に対して、保険税の軽減や減免の制度による救済に配慮するとともに、滞納者への十分な納付相談、納付指導に努めるよう助言を行っている。

なお、これまでも研修を実施して国保税の徴収事務を行う市町村職員の資質の向上に努めてきたが、令和2年度から「納税が困難な方への猶予制度」についても研修に追加したところである。

- 3 緊急小口資金の特例貸付や新型コロナの減収に対する国保税等の減免に対する財政支援を、来年度も継続するよう国に求めること。

(回答)

新型コロナに係る国保税減免を実施した自治体に対し、引き続き減免額の全額を支援するよう、全国知事会を通じて国に要望しており、今後も要望を継続していく。

なお、緊急小口資金の特例貸付の実施については、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済情勢等を踏まえながら国において決定されてきたところ。現状は国への要望を行っていないが、引き続きその動向を注視しながら適宜対応していく。

- 4 新型コロナ感染の早期治療や感染拡大防止のため、生活困窮により保険税を払えない困窮者へは「資格証明書」および「短期保険証」の発行を中止し、正規の保険証を発行すること。

(回答)

国民健康保険の財源となる保険税の収納確保は、制度を維持していく上で極めて重要である。

このため、市町村においては、新型コロナに係る国保税の減免等を適切に行いつつ、滞納者に対する実効的な対策を講じた上で、それでもなお保険税を1年以上滞納している被

保険者に対しては、被保険者間の負担の公平を図る観点から、特別の事情があると認められない場合、被保険者資格証明書の交付を行っている。

なお、新型コロナ感染の疑いがある場合には、令和2年2月の厚生労働省の通知により、資格証明書を被保険者証としてみなして取り扱うことが示されており、厚生局と連携して県内の保険者、国民健康保険団体連合会、医師会等に対しその旨を周知している。

- 5 悪質な滞納者を除き、財産の差押えやその強制執行、とりわけ児童手当や生命保険、学資保険の差押えを行わないよう指導・助言すること。また換価の猶予制度等を積極的に納税者に周知すること。

(回答)

県としては、保険者である市町村に対して、国保税の徴収事務を行う職員を対象とした研修を実施し資質向上に努めているほか、保険税の軽減や減免の制度による救済に配慮し、滞納者への丁寧な納付相談、納付指導に努めるよう助言を行っている。さらに、広報紙やパンフレットを用いた被保険者への減免制度・猶予制度等の分かりやすい広報についても併せて助言しているところである。

- 6 県や市の医療費助成制度の現物給付に対する国庫支出金の減額措置の撤廃を早期に行うよう、国に求めること。

(回答)

地方単独医療費助成制度の実施（現物給付化）に伴う国民健康保険国庫負担金の減額調整措置については、国に対して、本県単独での提言活動や全国知事会などを通じて、減額措置を撤廃するよう要望しており、今後も引き続き要望を行っていく。

- 7 後期高齢者医療制度の医療費負担の2倍化をさせないこと。併せて被保険者証の取り上げはやめ、差押えを実施しないよう広域連合議会に働きかけること。

(回答)

若い世代の保険料負担の上昇を抑えながら全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を維持し、次の世代に引き継いでいくためには、後期高齢者医療のうち、約4割を現役世代が負担している現状を考えると、負担能力のある方に可能な範囲で負担いただくことは、必要なことであると考えます。

大分県後期高齢者医療広域連合は、これまで資格証明書の発行実績はない。しかし、滞納者の財産の差押えについては、収納対策の一つであり、被保険者間の負担の公平性を確保する観点からも必要であると考えます。

県としては、徴収事務を担っている市町村及び広域連合に対して、研修を実施して徴収事務を行う職員の資質の向上に努めているほか、滞納者への丁寧な納付相談、納付指導に努めるよう助言を行っている。

(子育て支援)

- 1 国に対して子どもの医療費助成制度の創設を求めること。県としても高校卒業までの医療費助成制度を創設すること。

(回答)

子ども医療費助成制度は、医療体制も含め、安定的・持続的な運営が求められており、県では、保護者の負担額が大きい入院は中学生まで、通院は受診回数が多い未就学児までを対象に、所得制限を設けず実施しているところである。

県としては、医療費助成のみならず、待機児童解消や保育料の減免、放課後児童クラブの拡充や利用料減免など、バランスを取りながら総合的な子育て環境の充実に引き続き取り組んでいく。

なお、これまでも、子ども医療費助成制度は国の制度として実施するよう、全国知事会等を通じて国に要望しており、今後も要望を継続していく。

- 2 国に対して、医療費助成事業を実施している各自治体に対する「医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置」を未就学児にかかわらず、全面廃止するよう要請すること。

(回答)

地方単独医療費助成制度の実施（現物給付化）に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置については、国に対して、本県単独での提言活動や全国知事会などを通じて、撤廃するよう要望しており、今後も引き続き要望を行っていく。

- 3 保育士・介護職員などのケア労働者に対する人件費の上乗せ補助を行い、人材不足解消を促進すること。

(回答)

将来にわたり持続可能な社会保障制度を構築していくためにも、サービス提供を担うケア労働者を恒常的に確保していくことは重要。

国に対しては、今般の物価高騰に対応するための臨時の公的価格改定を含め、さらなる処遇改善を図るよう、全国知事会から提言しているところ。

4 県が実施している「にこにこ保育事業」については、大分市に対しても他の市町村と同様2分の1の補助を行うこと。

(回答)

平成16年度から実施している「大分にこにこ保育支援事業」については、大分市以外の市町村に対して2分の1を補助してきたが、これは大分市が中核市として、住民生活に身近な事務はできるだけ大分市が行うことが望ましいとの考え方に立ち、県との役割分担について合意した上で実施してきたものである。

その後、令和元年10月から、国による3歳以上児の幼児教育・保育の無償化が始まることに伴い、第二子の保育料を半額免除から全額免除へと拡充する際、市町村にも新たな負担が生じることから、改めて協議を重ねた結果、大分市に対する補助については、新たに全体事業費の4分の1を補助することとなったものである。

県としては、国に対して3歳未満児についても保育料を無償化とするよう要望を行っているが、大分市には事業実施を継続していただきたいと考えている。

(介護保険)

1 新型コロナウイルス感染症関連対策について

① 新型コロナウイルス感染症に関連する介護保険料の減免の期限をコロナ収束まで継続すること。

(回答)

新型コロナの影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免は、国の財政支援により各市町村において行われているところである。今後も、新型コロナの影響が著しい状況であれば、減免措置を継続するよう国に求めたい。

② 新型コロナウイルス感染症の影響による第1号被保険者の介護保険料の減免について、市民への周知徹底を各市町村に促すこと。

(回答)

各市町村では、新型コロナの影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免について、すでに市町村報やホームページ、保険料決定通知書での案内、新型コロナ専用相談窓口での対応、ケーブルテレビでの放送など、様々な方法で周知している。

2 介護保険財政に対する国庫負担を大幅に増やすこと。

(回答)

介護保険財政に対する国庫負担の増額については、現在の費用負担の仕組みの全体的な見直しを行い、被保険者及び地方財政の負担を軽減するよう、毎年国に要望している。

3 介護報酬とは別枠の国庫負担により、介護従事者の賃金引き上げを行うこと。

(回答)

介護従事者の処遇改善については、直接的な処遇改善がもたらされる処遇改善加算制度によって図られることが適当である。

なお、国に対しては、介護従事者全体の処遇改善に確実に繋がることを担保される恒久的な制度を構築することを要望しているところである。

4 介護保険料の算定は、世帯の要件を外し、本人所得のみを基本にすること。

(回答)

介護保険は、国民の共同連帯の理念に基づく制度であり、世帯の中に課税者がいる場合は、本人が非課税であっても相応の負担ができるものとするので、保険料の算定において、世帯の要件を外し、本人所得のみを基本にするよう国に要望することは考えていない。

5 介護保険サービス利用の自己負担が、一定の所得のある高齢者で2割または3割に引き上げられた。サービスの利用を控えざるをえない高齢者が多く出ている。利用料を1割に戻すよう国に求めることと、県独自の介護保険料・利用料を軽減する制度を創設すること。

(回答)

介護保険サービス利用の自己負担引上げにより、サービス利用を控える動き等があったとは認識していないため、利用料を1割に戻すよう国に求めることは考えていない。

また、介護給付に係る県負担金（本年度当初予算額 174 億円）が毎年増加する中、法定負担割合の枠外で、県独自の保険料・利用料軽減制度を創設することは考えていない。

6 介護保険料の滞納による差し押さえや介護保険給付などのペナルティー等は中止すること。そして、国庫負担を現在の25%から早急に35%に、将来的には50%（公費負担75%）に引き上げ保険料の負担軽減をすること。その財源は消費税ではなく、富裕層や大企業に応分の負担を求めるよう国へ求めること。

(回答)

介護保険料の滞納による差押えや介護保険給付のペナルティ等については、被保険者間の負担の公平性の観点から、各市町村が法に基づき実施しているところである。

国庫負担の増額については、現在の費用負担の仕組みの全体的な見直しを行い、被保険者及び地方財政の負担を軽減するよう国に要望している。

- 7 介護職員の人員配置を見直し増員すること。夜勤帯は、必ず複数夜勤とすること。今、見取りまでも介護施設でと言う状況になっている。医療的処置に関しても、実施できる範囲が拡大しているのが現実である。医師との連携もしっかりとれる配置基準が必要である。

(回答)

人員配置基準は、国の基準に基づくものではあるが、県として、介護現場の働きやすい環境づくりや介護職員の業務時間短縮を図るため、管理者に対する働き方改革の研修をはじめとして、ノーリフティングケア用福祉機器や介護ロボット、ICT機器等を導入する事業所への補助事業を実施している。こうした取組を通じて、介護現場における夜間体制を含めた労働環境整備を後押ししていきたい。

(障がい者福祉)

- 1 65歳以上の障がい者のサービス利用について、「介護保険優先原則」を見直し、本人が望む制度に移行させること。

(回答)

国の通知では、介護保険サービスの優先適用について、「障がい者の状況やサービスを必要とする理由は多様であるため、一律に判断するのではなく、市町村が障がい者の利用意向等を把握のうえ、必要な支援を介護保険サービスにより受けることが可能かどうかを適切に判断する」こととされている。

国の通知に基づく適切な取扱いが行われるよう市町村に対し指導しており、今後も通知の徹底を図っていきたい。

なお、平成30年4月から、共生型サービスが創設され、介護保険サービスの指定を受けた事業所が障害福祉サービスの指定を受けやすくなり、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供できるようになっている。

- 2 障がい児者の事業所においては、今回のコロナ禍で、かなり厳しい状況に追い込まれている事業所もある。災害時等に大きな負担を抱えることが多く、動き出しも遅くなる事業所に対して公的援助を早急に受けられる体制づくりが必要。大分県としても国に対して働きかけをすること。

(回答)

コロナ禍の影響を受けている障害福祉サービス事業所に対する支援については、医療機関や介護事業所への支援も含め、全国知事会を通じて引き続き国に要望している。

(子育て支援など)

- 1 コロナ禍で休まず社会を支えてきた放課後児童クラブや保育所の職員にも、慰労金を給付すること。

(回答)

慰労金については、国会において「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案」が継続審査に付されており、その中では、子ども・子育て支援施設の従事者に対する慰労金の支給についても規定されていると承知しているが、令和2年度の慰労金について国に確認したところ、放課後児童クラブや保育所は、利用人数が減少した中であっても、給与等に充てる運営費が利用人数に左右されない形で給付されることから、慰労金の対象外としているとのことであった。

なお、県では、感染防止対策補助金を予算計上し、放課後児童クラブや保育所を含む子ども・子育て関係施設に対し、感染症対策に関する業務の実施に伴う手当や衛生用品購入等に係るかかり増し経費に対し、1施設当たり最大50万円を上限に補助しているところである。

- 2 児童相談所の専門職員やケースワーカーを増員するなど、体制をさらに充実すること。

(回答)

平成30年に国が示した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づき、令和元年度以降、児童福祉司については、平成30年度の29人から今年度までに59人に、児童心理司は、同じく16人から25人へと大幅に増員してきた。また、今年度からは、大分市との連携を一層強化するため、大分市事案を専任で担当する中央児童相談所城崎分室を新設し、児童虐待対応力のさらなる向上を図っている。

- 3 保育士の処遇改善のため、保育労働実態調査を行い、保育士(正規・非正規)の賃金や労働実態について調査を行うこと。

(回答)

厚生労働省が実施した令和3年度の「賃金構造基本統計調査」では、県内の保育士(女性)の給与月額額は240,100円となっており、処遇改善加算が始まった平成25年度からの8年間では56,500円増加しており、賃金面での改善が図られている。

また、平成 30 年度に、本県に登録されている保育士を対象に、時間外勤務の状況や保育士が抱える悩みなどの調査を行ったところ、現役保育士の 71%が持ち帰り仕事があったと答えたほか、休暇の取得や仕事と家庭の両立などに悩んでいるという保育士が多いことがわかった。

こうした結果を受け、令和元年度から保育現場の働き方改革への支援事業として、3 年間で 9 園のモデル園に対してコンサルティングを実施したほか、ICT の活用による業務の効率化、保育補助者の配置支援など、保育士が働きやすい環境づくりに取り組んでいる。

(生活福祉・生活保護行政)

- 1 生活福祉資金貸付（特別小口・総合支援資金）について、返済の猶予及び免除規定を住民税非課税世帯に限ることなく柔軟に対応すること。

(回答)

償還の猶予及び免除の要件については、貸付金の返済が生活再建の妨げとならないよう、借受人の直近の収入実態等に応じて判断するなど、さらなる緩和につながるよう、全国知事会を通じて国に要望しているところ。

なお、特例貸付を償還免除したことによる債務免除益については、令和 4 年度税制改正により、所得税及び住民税を課さないこととされている。

- 2 原油・物価高騰により、障がい者や高齢者などの福祉施設、保育・幼児教育施設の送迎サービスにかかる燃料代の負担が重くなっていることから、県独自の補助を行うこと。

(回答)

令和 4 年 9 月県議会において成立した「社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業」により、電気代高騰分に対する助成を行うこととしている。

7 月に行った県独自調査の結果、社会福祉施設等において、電気代は 18.9%、ガソリン代は 13.5%と、それぞれ前年対比で上昇していたが、県内 11,089 施設全体の影響額を推計した結果、電気代は 136 億円から 162 億円への増、ガソリン代は 26.1 億円から 29.7 億円への増となっており、総じて電気代高騰による影響が最も大きいと考えたため、当該補正予算を編成したものの。

- 3 憲法 25 条に反する生活保護の引下げを行わないよう国に求めること。また、食費や光熱費にあたる生活扶助の支給額が変更となった。都市部の単身高齢者世帯や子どもがいる世帯への影響が大きくなるので、中止するよう国に求めること。

(回答)

生活保護法第1条において「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とされている。

また、同法第8条第2項において生活扶助基準を含む生活保護基準は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない」とされており、国においては、この趣旨に沿って見直しが行われたものと考えている。

- 4 厚労省は扶養照会に関する事務連絡「生活保護問答集についての一部改正について」を出した。各自治体に趣旨を徹底し、強制は行わないこと。

(回答)

令和3年2月26日付け事務連絡『「生活保護問答集について」の一部改正について』を各実施機関に通知し、扶養義務者による扶養は「保護の要件ではない」ことを周知徹底している。また、指導監査における扶養照会の実施状況調査では、DV被害者や10年程度音信不通の場合は扶養照会を行わないなど、同事務連絡の趣旨に沿った運用がなされているかを確認しており、現在のところ、県内実施機関においては適切な取扱いがされていると認識している。

- 5 県として夏季・冬季一時金を実施し、健康を守れるようにすること。

(回答)

生活保護制度は国の権限に属することであり、社会保障審議会生活保護基準部会において、世帯人員別、年齢階級別、地域別など様々な角度から生活実態の分析と検証を行った上で、生活保護基準を決定している。このため、県独自に夏季・冬季一時金を給付することは考えていない。

- 6 生活保護利用者のエアコン設置費について、補助をおこなうこと。また、低所得世帯へのエアコン設置補助と高騰している電気代の助成をすること。

(回答)

生活保護世帯のエアコン設置については、「生活保護法による保護の実施要領について」の平成30年6月27日付け一部改正により、一定の要件に該当し、実施機関が真にやむ

を得ないと認めた場合は、冷房器具の購入に必要な費用を支給し、設置費用についても必要最小限度の額を支給して差し支えないとされている。

一方、低所得世帯へのエアコン設置補助については、現時点で県独自の制度を創設することは考えていないが、電気代助成については、特に負担が大きい住民税非課税世帯等に対して1世帯5万円の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給に向け、現在、各市町村が準備を進めているところ。なお今般、岸田総理が、電気代高騰の激変緩和を目的とした新制度の創設を表明したところであるが、実質的な負担軽減につながる制度設計を行うよう、全国知事会を通じて要望している。

- 7 生活保護利用者の通院・買い物など、日常生活に必要な車の保有・使用を認めるよう国に求めること。

(回答)

自動車の保有については、通院、通所及び通学（以下「通院等」という）において、障がい者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する方が、自動車以外に通院等の方法が全くないか、又は通院等することが極めて困難な場合に、要件を満たせば保有が認められている。

また、通勤については、障がい者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住あるいは通勤している方が、自動車以外に通勤方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難な場合に、要件を満たせば保有が認められている。

なお、生活用品としての自動車については、原則的に保有は認められていない。しかし、自動車の保有・使用については、画一的に判断するのではなく、実情をよく調査し、自動車保有の必要性等を検討し対応するよう保護の実施機関を指導している。

- 8 高齢世帯はどうしても病院への通院や衣料費、食費も多くかかる。生活保護世帯への老齢加算を復活するよう国に求めること。

(回答)

老齢加算は、国の生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書の検証結果に基づき、平成16年度から18年度にかけて段階的に廃止されたが、平成23年度から、社会保障審議会生活保護基準部会において、国民の消費動向、特に低所得世帯の生活実態を勘案した生活扶助基準の検証が実施されているところであり、今後も国の動向を注視していく。

- 9 生活保護の基準を決めた時点と比較しても、電気、ガス、灯油、食料品、雑貨などすべての品目で値上がりしており、健康で文化的な最低限度の生活ができない状況である。早急に基準額を見直し、追加支給をするよう国に求めること。

(回答)

現在、国の社会保障審議会生活保護基準部会において、生活保護基準に関する検証作業が行われている。本年12月を目途に報告書がとりまとめられ、その結果は令和5年度以降の生活保護基準に反映される見込みと承知している。

なお、国は、現下の物価高騰の対策として住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を支給することを決定したが、この対象には被保護世帯も含まれている。

【生活環境部】

- 1 今回の新型コロナウイルス感染症対策では、保健所が大きな役割を果たした。今回の教訓から衛生環境研究センターの正規職員の増員など体制充実を図ること。

(回答)

衛生環境研究センターにおけるPCR検査体制を強化するため、PCR検査機器の充実を図るとともに、センター内の他業務を担当する職員の応援体制を整備し、検査件数が増大した場合にも対応できる検査体制を整備している。

併せて、休日における検査回数、人員体制の見直しを行うなど、検査を担当する職員の負担軽減を図り、安定的・継続的に検査のできる体制の整備にも努めている。

また、センターが機能不全となるなどの緊急時に備え、他部局からの獣医師等の応援職員の派遣体制を整備するなど、緊急時においても検査を維持できる体制を構築している。

(災害対策について)

- 1 被災者生活再建支援制度の上限を500万円に引き上げるように国に働きかけること。半壊についても一部拡大ではなくすべての半壊を対象にするよう国に働きかけること。

また国の支援の拡充を踏まえて、県の制度を次のように拡充すること。

- ① 床上は支援金額を引き上げること。
- ② 一部損壊に対しても支援の対象に拡充すること。

(回答)

被災者生活再建支援制度については、全国知事会や九州地方知事会を通じた要請により、令和2年の法改正で支援金の支給対象が中規模半壊世帯まで拡大されたが、適用条件の緩和や国負担の強化など更なる充実を要請しているところである。

また、本県では、災害の規模に関わらず国の制度が対象としていない半壊や床上浸水の被害を受けた世帯に対し、独自の制度を設けて支援している。この制度は、同様に独自の制度を有する他都道府県と比べても、その水準はトップレベルとなっている。

なお、令和2年の法改正に合わせて本県の制度も拡充し、両制度間の不均衡をなくすとともに、令和2年7月豪雨に遡及適用している。

今後も、国や他都道府県の動向を注視しながら、適切な支援内容の拡充を慎重に判断していきたい。

(原発問題)

- 1 県として、今後予想される南海トラフ巨大地震と伊方原発など複合大災害における避難誘導など、細かな対策を講ずること。

(回答)

県では、原子力災害発生時に県や市町村、住民等が取るべき対策や手順等を、大分県原子力災害対策実施要領で定めている。

また、当該要領の実効性を高めるため、毎年度原子力防災訓練を行っており、今年度も去る10月12日(水)に実施したところである。

今後とも、原子力災害対策に万全を期したい。

(原発・エネルギー対策)

1 バイオマス発電事業について、日吉原で稼働したバイオマス発電事業所の、大在公共ふ頭にある燃料ストックヤードから悪臭が発生し、住民から苦情がだされていることから、対策として屋内保管をするよう事業者には要請すること。

(回答)

バイオマス発電施設の燃料ストックヤードからの悪臭について、その原因はバイオマス燃料であるパームヤシ殻と聞いている。現在、悪臭防止法を所管する大分市が現地での測定を行うとともに、事業者に対し、悪臭発生要因の調査やそれを防止するための消臭剤の検討など効果的な対策実施を指導していることから、その状況を注視していく。

2 大分県として、脱炭素化の実現のための地元企業と独自の協定や省エネ投資への自治体独自の支援や太陽光発電用パネルの設置などへの助成を行うこと。(下線は生活環境部、それ以外は商工観光労働部)

(回答)

現在、一部改訂中の「第5期地球温暖化対策実行計画」については、コンビナート企業等から意見を聴きながら、削減目標の設定等を進めている。協定の締結も視野に入れながら、地元企業と連携し、取り組みを進めていく。

(環境問題)

1 大分県は2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明している。今後具体的に排出0に向けて取り組むこと。

(回答)

昨年改訂された国の地球温暖化防止計画に基づき、現在、第5期地球温暖化対策実行計画の改訂を進めているところ。県庁全体で取り組むため、今年5月に知事をトップとした「脱炭素社会総合推進本部」を立ち上げ、取組を加速させている。

排出削減に向けた取組としては、九州7県連携による環境アプリ「エコふぁみ」の普及や、「大分県温暖化防止活動学生推進員」に県内大学生を任命し、若い世代向けへの啓発等、家庭における対策を進めている。また、宅配物の再配達を削減する実証実験を行うな

ど、運輸部門で排出されるCO₂削減にも取り組んでいる。

引き続き、温室効果ガス排出削減対策を進めるとともに、エコエネルギーの導入・利用促進や吸収源対策の推進という実行計画に定めた重点戦略に基づき、関係機関と連携しながら積極的に取り組んでいきたい。

- 2 日本製鉄の粉塵・ばいじん及び悪臭を厳しく規制し、発生防止の対策を講じるとともに、背後地住民の実態調査を大分市とともに行うこと。また、降下ばいじんの規制法の制定を国に要望すること。また、環境省にも来県してもらい、背後地住民との意見交換会を開催するよう求めること。また、降下ばいじんの細目協定の管理目標値について、さらなる低減めざして改定すること。

(回答)

日本製鉄(株)の粉じん・ばいじん及び悪臭の発生防止対策については、「公害防止に関する細目協定」に基づき、大分市と連携して対応している。背後地住民の実態調査については、平成16年度から、環境省の委託を受けて、大分市が環境保健サーベイランス調査を継続的に実施しており、その調査結果を注視していく。意見交換会については、大気汚染防止法をはじめ環境法令を所管する大分市において、判断されるべきと考えている。

降下ばいじんの細目協定の管理目標値については、さらなる低減に向け、現在、県、大分市、日本製鉄(株)で改定について協議しているところである。

(人権・同和関係)

- 1 運動団体に対する補助金(委託料名目)の廃止について

県は2022年度予算においても委託料の名目で932万円(うち生活環境部820万8千円)の補助金を助成しているが、これは金額が法外に高だけでなく、県が特定理念に基づく団体の活動にお墨付きを与えるものであり廃止すること。

※資料請求 2021年度、解同や全日本同和会に支出した委託料の項目とその金額のわかる資料

(回答)

部落差別解消推進事業は、①地域住民に対する生活等相談に関すること、②地域住民の自立意識の向上及び啓発活動に関すること、③生活相談や自主活動のための担い手を養成する自立活動基盤整備に関することの3つを、地域に精通する地域住民で組織する運動団体に委託するものである。

部落差別問題の解決のためには、地域に密着した運動団体の役割が非常に大きいものと認識しており、必要な予算を計上している。(資料:別紙)

- 2 人権意識調査について

県が2018年に実施した「県民人権意識」調査の中で、同和問題に関し、以下に述べる

ように憲法に抵触し、人権侵害とともに、差別と偏見の助長・拡大につながる恐れがある設問は、その非を認め、今後はこうした設問項目を設けないこと。

① 問 6—5 の「子どもが同和地区の人と結婚する場合」という設問は、同和地区の存在を前提にしたものであり、以下の理由から差別の助長・拡大につながるものであり、今後、このような設問は設けないこと。

そもそも婚姻は、憲法 24 条にあるように両性の合意のみにより成立するものであり、一切、他者の介入や関与を排除・禁止しており、結婚問題で当該者以外の見解を問う設問は、憲法に抵触するものであること。

② 問 6—6—1 住宅を購入したり、アパートを借りるとき同和地区の区域内、問 6—6—2、小学校区に同和地区がある場合、問 6—6—3、生活困難者が多く住んでいる場合、問 6—6—4 近隣に外国籍住民は多く住んでいる 問 6—6—5 精神科病院や障がいのある人の施設がある場合という一連の設問は、特定の地区や集団、施設があたかも差別の対象であるかのような偏見を前提としたものであり、憲法 11 条の基本的人権の侵害であるとともに、憲法 14 条の及び憲法 22 条に抵触するものであり、その非を認め、今後、こうした設問は設けないこと。

(回答)

県が行う意識調査は、県民に部落差別問題に関する意識がどの程度あるかを把握する目的で行うものであって、差別の助長・拡大に繋がるものとは考えていない。また、設問内容は過去の内容と同一であり、過去の経年変化を把握する上でも必要であるとともに、部落差別問題の解消に向けた啓発にも有効と考える。

また、特定の地区や集団、施設についても人権上の課題がある現状を踏まえて、同様に設問を設定したものである。

3 県をはじめ県下のほとんどの自治体で「部落差別解消推進」という文言が付記された課名に変更されているが、このことは、同和問題に特化し、これを最大の眼目とするものであり、憲法の精神や地財特法の執行の法的根拠を否定することに等しいと言わざるを得ない。よって、すべての差別をなくし、名実とも人権の諸施策を推進する課名とし、部落差別の文言を削除すること。

(回答)

平成 28 年に施行された「部落差別解消推進法」では、初めて「部落差別」という言葉が法律に使われ、「許されないものである」として規定された。県としては、あらゆる人権が尊重されるとともに、部落差別の解消を県行政として一層推進するため、令和 2 年 4 月に課名を「人権尊重・部落差別解消推進課」に変更したものである。

なお、市町村の組織名については、各市町村で判断するものである。

4 県をはじめ、県下の 18 市町村のうち、判明した自治体だけでも 14 市町が「旧同和地区」へのフィールドワークを計画・実施しており、差別の掘り起こしと拡大につながるものであり、以下 3 点の理由から県として廃止するとともに、県下の自治体にも廃止を求めること。

①三重県伊勢市では、こうしたフィールドワークは差別解消に逆行するとして 8 年前に廃止しており、現在では全国的にも皆無に等しく、全国で例を見ない異常な事態を今後廃止すること

②特定の地区や職業に対する差別的な偏見を助長・拡大することにつながる

③特定の地区の過去の歴史を学ばせることによって、その系譜を現在の「部落問題」とリンクさせるもので、国会の附帯決議に反し、新たな差別と偏見を拡大・拡散させるものであること

(回答)

県では、「人権施策推進本部員・幹事研修」で、隣保館の周辺地域などを視察するフィールドワークや、当事者との意見交換等を行っている。研修は、部落差別の解消に有意義であり、職員が部落差別の歴史と実態を正しく理解し、各種施策へ反映していく上でも必要と認識しており、研修実施後のアンケートでも、「部落差別の実態や当事者の話はよく理解できた」、「若手職員にも広げてほしい」などの意見も出されている。また、研修の際には、現地情報に関して細心の留意をするよう心懸けており、参加者にもその旨周知し、差別が生じないよう工夫している。

なお、市町村における研修については、各市町村が判断するものである。

5 統一協会による以下の項目についてその人権侵害の実態を調査し、被害者救済とともに、被害の拡大を防止する対策を講じること。

①集団結婚式について

憲法 24 条の違反の重大な人権侵害であり、元信者の離婚や 2 世の方々の被害の訴えが広まっている。県としても実態を調査し、被害者の救済に万全を講じるとともに被害者の拡大を防止すること。（下線は生活環境部、それ以外は総務部）

※資料請求 県民の集団結婚式の参加者及び 2 世信者の数

(回答)

県では、人権全般に関する相談窓口を設置し、県民からの人権相談に対応しており、相談内容によっては、大分地方法務局等とも協議を行っている。人権相談があった場合は、関係機関とも連携し、適切に対応していく。

② 霊感商法について

霊感商法による県民の被害者の救済とともに被害防止を図ること。

※資料請求 霊感商法の被害の件数とその金額のわかる資料

(回答)

霊感商法が統計上含まれる「開運商法」の消費生活相談については、昨年度までの過去5年間で179件に及んでいる。県や市町村の相談窓口では、苦情相談に対応しており、クレーマーの助言や消費者に代わって事業者と交渉するなど解決に努めている。

また、被害防止については、出前講座を通じて霊感商法等が契約取り消しの対象となりうることを周知してきたほか、市町村と連携し、地域の見守りネットワークによる声かけなどを行ってきた。

引き続き、市町村消費生活センター等と連携し、相談体制の充実・強化を図るとともに、様々な機会を通じて被害防止に向けた啓発を推進する。

なお、金額等を含めた相談内容は、特定の個人が識別される可能性を否定できないことから、公表はできない。

③ 異常で高額な献金が社会問題となっているが、この被害の実態を県民に知らせ、被害拡大の防止策を講じること。

※資料請求 県内で高額な献金を要求され、相談のあった件数とその額のわかる資料

(回答)

寄付等の相談については、宗教的な色合いのあるものは、昨年度までの過去5年間で8件、これらのうち、100万円以上の寄付等の相談は4件となっており、出前講座等を通じて注意喚起をしっかりと行うとともに、引き続き、市町村消費生活センター等と連携し、相談体制の充実・強化を図る。

なお、金額等を含めた相談内容は、特定の個人が識別される可能性を否定できないことから、公表はできない。

(私立学校支援)

- 1 義務教育の機会均等、教育水準の維持向上という国の責務を果たすよう私立学校への支援策を強めること。

(回答)

教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減、経営の健全性の確保等の取組促進により、引き続き、私立学校への支援を行っていく。

- 2 高校授業料については一定の納税額によって有償化になったが、以前のように無償化を実施し、私立高校授業料の不徴収を完全実施すること。また、通学に要する交通費の助成

を行うこと。

(回答)

私立高校の授業料については、国の就学支援金制度により、令和2年度から年収590万円未満世帯は、実質無償化となっている。併せて、各学校に対し、授業料の徴収猶予を要請し、実質無償化対象の世帯については、一部の学校を除き、不徴収となっている。

授業料の不徴収については、生徒・保護者の負担軽減の観点から、引き続き各学校に対し、徴収猶予の実施を求めていく。

また、交通費については、遠距離通学生の増加に備え大分県奨学会の奨学金に平成18年度から無利子の「通学費等奨学金」を設けているが、助成することは、遠距離通学を促す面もあることから、現時点では考えていない。

(ジェンダー平等)

1 「ジェンダーギャップ指数2022」によると、日本は146か国中116位と先進国の中で最低クラスという状況である。県の政策形成を行う審議会や会議などにおいて、男女同数となるような措置を講じるなど、ジェンダー平等の立場が全面的に反映されるようにすること。

(回答)

性別にかかわらず誰もが平等に尊重され、自らの存在に誇りを持ち、健やかで心豊かに人生を送ることができる男女共同参画社会の実現は、ジェンダー平等の実現と軌を一にするものであると考えており、現行の「第5次おおいた男女共同参画プラン」において、「男女共同参画社会の実現」を総合目標として掲げている。

県の政策形成を行う審議会や会議において男女同数となる措置については、本プランの重点目標の一つを「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」とし、その達成度を測る指標である「女性委員の割合が4割以上の県の審議会等の全体に占める割合」は、プラン最終年度となる令和7年度末の目標値を100%としている。

引き続きジェンダー平等に向けて、男女共同参画社会の実現につながる取組を進めていく。

2 ジェンダー平等社会の実現に向けて取組が進められている中、県として、男女の賃金や処遇の格差の実態をどう認識しているのか。その解消のため、今後の対策の基本的指針を示すこと。

(回答)

人生100年時代を迎え、個々の人生や家族の姿が多様化する中、男女の賃金や処遇の格差については、女性の経済的自立に向けた大きな課題だと認識している。

男女間で平均勤続年数や管理職比率に差異があることが主な要因と考えているが、その

根底には、働く場における固定的な性別役割分担意識や「男性だから、女性だから」といった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しており、その解消に向けた取組を進めている。

また、職種による格差も大きな要因のひとつであることから、女性の理工系分野等への進学支援や女性が働きやすい職場環境整備への支援など、女性の職業選択の幅を広げるための取組も実施している。

今後も、経済団体と連携して毎年策定する「女性が輝くおおいたアクションプラン」に沿って、全庁で対策を講じていく。

（雇用の拡大と安定）

- 1 今年7月から男女賃金格差の把握・公表が企業に義務付けられたが、実効あるものにするためにも、県としても周知徹底し差別を是正するように努めること。

（回答）

女性活躍推進法に関する制度改正により、常時雇用する労働者が301人以上の事業主については「男女の賃金の差異」が情報公表の必須項目になったところである。このため、大分労働局とも連携し、県の実施する企業向けの各種セミナーや日頃の企業訪問等を通じて周知を図るとともに、格差の是正に向け、経済5団体と連携した「女性が輝くおおいた推進会議」の中で、女性活躍推進の取組を進めていく。

（平和関係）

- 1 国連では、2017年7月に採択された、核兵器を全面禁止にする核兵器禁止条約が2021年1月発効された。唯一の被爆国として、核兵器禁止条約の署名・批准を行うよう国に求めること。

（回答）

核兵器廃絶と恒久平和は、人類共通の願いであり、理念としては極めて重要であると認識している。

核兵器禁止条約については既に国会で議論されており、県としては、条約は国の専管事項である外交・防衛政策に関わる事項として言及する立場にないと考えている。

- 2 大分県の日出生台演習場では、これまで15回の米海兵隊の移転演習が行われたが、今回は特に、海兵隊の入県や規模などの情報の秘匿、訓練終了後の自由勝手な繁華街への外出など、住民の不安と不信を助長するばかりであった。このようなことが繰り返されることのないよう防衛省に厳重に抗議すると同時に、演習そのものの中止を求めること。

（回答）

日出生台演習場での沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練について、これまでも将来に

わたる縮小・廃止を国に要請している。

なお、情報開示については、地域住民の不安軽減のため、県と地元3市町で連携し、九州防衛局に対して、可能な限り早期に地元自治体や地域住民等に提供するよう、引き続き求めていく。また、隊員の外出の際には、マスク着用などコロナ対策の徹底のほか、これまで同様、九州防衛局が責任を持って対応するよう要求する。

今後も、引き続き国に対し、将来にわたる訓練の縮小・廃止を求めていきたい。

- 3 陸上自衛隊は、10月2日から9日の間、日出生台と十文字原の演習場でV22 オスプレイの訓練も含めた「鎮西演習」を実施すると公表した。同型機はこれまでクラッチ等の不具合で運用を見合わせていたものである。欠陥機と呼ばれるオスプレイの大分県内での運用は中止するよう防衛省に求めること。また今後訓練しないことも求めること。

(回答)

県としては、防衛は国の専管事項であることから、言及する立場にないと考えている。

一方、県民の安全・安心の確保と負担軽減は自治体にとって最重要であることから、訓練実施の公表に先だって、陸上自衛隊西部方面総監部に対し、地元へ事前に十分な説明を行うことや、住民生活への配慮について口頭で要請したところである。

【商工観光労働部】

(コロナ感染症対策)

- 1 コロナ感染で陽性患者との濃厚接触者も原則自宅待機が行われる。その場合中小企業・事業者は休業しなければならない。その間の公的補償は全くなく、生命保険でも療養でないと支給されない。公的補償を国に求めると同時に県独自の助成を創設すること。特に、新型コロナで減収となった事業者を支援するため、固定費補助などを行うこと。

(回答)

コロナ感染者との濃厚接触者については、従来7日間であった待機期間が5日間に短縮されている。さらに、接触から2日目及び3日目に抗原検査を行い陰性を確認できれば、3日目からの待機解除も可能となっている。濃厚接触者となった事業主が休業を余儀なくされる期間は従来より短くなっており、ウィズコロナの中で社会経済の正常化を進める方向に向かっていることについて、ご理解願いたい。

他方で、コロナ禍の長期化に加え、物価高騰も事業者には打撃となっている。県では、プレミアム商品券等により消費を下支えする等して、事業者のコロナ禍からの回復を後押ししている。また、国に対しては、実質的な負担軽減につながる電気料金支援策の制度設計や、事業復活支援金と同様の支援策など、固定費支援も含む対策を講じるよう、全国知事会を通して要望しているところである。

(中小企業の振興)

- 1 県は中小企業活性化条例を制定した。各施策について県民や元請け企業等へ徹底し、県経済の中心的役割を担っている中小企業の振興を図ること。

(回答)

本条例は、経済・社会の主役とも言うべき中小企業・小規模事業者の自助努力を促すとともに、県や支援団体等が連携し、中小企業・小規模事業者をしっかりと応援することを趣旨としており、平成29年12月には条例を一部改正し、小規模事業者の支援を強化することとしたところ。

本条例に基づき毎年策定している「おおいた産業活力創造戦略」において、具体的な支援施策を明示し、個別事業については、令和元年9月に開設した「おおいた中小企業支援ポータル」で情報発信している。これらの媒体を活用し、あらゆる機会を捉えて広く県民や、元請け企業を含む事業者に対し条例の趣旨と施策を周知するよう努めている。

引き続き、国や関係団体、関係機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者の育成・発展や労働環境の整備等の支援に取り組んでいく。

- 2 地域経済の活性化のため「住宅リフォーム助成制度」の創設を、中小企業活性化条例に基づき土木建築部と共同して実施すること。

(回答)

商工観光労働部では、中小企業活性化条例に基づき、500社訪問などの取組を通して、中小企業者等の意見を伺いながら施策を展開している。

今後も、SDGsなど新たな観点に配慮しつつ、その効果をよく検討しながら、関係部局とも連携し、地域経済の活性化に努めていく。

- 3 コロナ対応の緊急借り入れで積みあがった中小企業の債務について、軽減・免除する仕組みを作ること。

(回答)

新型コロナウイルスの影響を受け、過剰債務を抱えているが、事業改善の見通しのある中小企業に対し、事業再生計画の策定、債権放棄等を含めた金融機関との調整支援を大分県中小企業活性化協議会において実施している。

また、令和4年3月に取りまとめられた「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」において、新たな準則型私的整理手続である「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」が定められ、事業再生等に関する基本的な考え方を示されるとともに、より迅速に中小企業者が事業再生等に取り組めるようになった。

県においては、大分県中小企業サポート推進会議での再生支援に関する情報共有等や県と県内金融機関等が出資した事業再生ファンドを通じて、これらの取組の支援を行っている。

(原発・エネルギー対策)

- 1 これまでも伊方原発では、大惨事になっていないが事故が多発している。また地震や火山リスクの問題もあると指摘されている。玄海原発、川内原発などについての稼働の中止と、原発ゼロのエネルギー政策への転換を国に求めること。

(回答)

政府は、令和3年10月に第6次エネルギー基本計画を策定し、2050年のカーボンニュートラルや2030年度の新たな削減目標の実現を目指すに際し、原子力については、安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減するとしている。

原子力発電所の稼働については、国及び電力会社の責任において、徹底的に安全性を検証し、安全対策を強化するとともに、地域住民はもとより国民全体に対し、明確かつ責任ある説明を行い、理解と納得を得ることが不可欠である。

県では、国に対して全国知事会を通じ、安全・安心の確保を前提とした総合的なエネル

ギー安全保障の強化及び国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うことを要請しており、電力会社に対しても引き続き、安全対策や地域への情報提供を求めていく。

- 2 大分県として、原発ゼロの政策を掲げ、再生可能エネルギーについて、全国に先駆け、再生可能エネルギーのさらなる技術支援と、予算も増額して地域の産業を起こす起爆剤として取組を強めること。

(回答)

大分県は、地熱や水力、バイオマス等豊富なエネルギーを有しており、再生可能エネルギーの自給率も全国トップクラスを誇っている。また、県内にはものづくり基盤技術が集積しており、エネルギー産業は本県の成長産業となる可能性を秘めている。

エネルギー産業企業会の取組により、湯けむり発電が実用化され、また、小水力発電の地場企業連合による販路拡大も進んでいる。さらに、コンビナートから発生する副生水素の活用や、地域と産業を有機的に結びつけエネルギーの効率的な活用を図るエネルギーの地産地消の取組も進めている。引き続き、研究開発、人材育成、販路開拓に積極的に取り組む。

今後とも、本県の特色と強みを活かし、再生可能エネルギートップランナー県としての取組を進めていきたい。

- 3 大分県内の臼杵市や大分市杉原地区などで、メガソーラー建設問題など地域住民とのトラブルが多発している。F i t 法改正趣旨や資源エネルギー庁の「太陽光発電における事業計画策定ガイドライン」の遵守を事業者徹底すること。そして景観や災害対策等地域住民の意見を良く聞き、同意を求めるよう指導すること。

(回答)

再生可能エネルギー特別措置法では、条例を含む関係法令の遵守が求められており、関係部局と連携して事業者へ指導を行っている。

今後も再生可能エネルギーの積極的な振興を図りつつ、景観や地域住民への配慮の重要性に鑑み、事業者からコミュニケーションを図り不安の払拭に努めるとともに、地域住民からの意見等に対して誠実に対応するよう関係部局と引き続き連携して事業者への指導を行う。

- 4 県下で急速に広がる風力発電建設計画について、事業者に対し地元住民への十分な説明、住民生活への配慮を求めること。また、大分・臼杵ウインドファーム事業は、周辺住民の納得・合意を大前提にすること。事業者自ら「環境影響評価書」について、地区別の説明会を実施すること。

(回答)

これまででも、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」や「大分県新エネルギービジョン」に基づき、再生可能エネルギー推進の立場から、事業者に対して地元住民への十分な説明や地域に十分配慮した事業実施を求めている。

また、国において、「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」を開催しており、省庁横断的な対応として、地域における合意形成に向けた適切なコミュニケーションについて、制度的措置を検討するよう提言が出されている。

これをふまえ、今後、再エネ特措法等の改正が検討されると考えられるため、その動向を注視していくが、それまでの間も、引き続き関係部局と連携しながら、地域住民への十分な説明について指導していく。

- 5 大分県として、脱炭素化の実現のための地元企業と独自の協定や省エネ投資への自治体独自の支援や太陽光発電用パネルの設置などへの助成を行うこと。（下線は商工観光労働部、それ以外は生活環境部）

(回答)

太陽光発電を含むエコエネルギーについては、原油・原材料等の価格高騰に対応するため、9月の補正予算で自家消費型の発電設備の導入に対する補助制度を新設したところ。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、産業界全体としても今後新たな変革の時代を迎えつつある。引き続き県としても県内企業の前向きな挑戦を支援していきたい。

(企業立地)

- 1 企業誘致に伴う各種補助金制度をやめること。さらに、市町村に対し、企業誘致の条件として安価な用地の提供やインフラ整備を押し付けないこと。

(回答)

企業誘致は、雇用の創出、地場産業のビジネスチャンスの拡大、関連企業の進出、税収の増加など、地域経済の活性化に非常に大きな効果をもたらすものであり、県としてもこれまで積極的に取り組んできたところである。

企業誘致を推進するためには、受入体制の整備が必要不可欠であり、企業ニーズに迅速に対応するワンストップ体制の充実、安くて優良な工場適地の掘り起こし、周辺インフラの整備、企業への優遇制度の拡充など、魅力的な条件づくりに取り組むことが重要である。

市町村においても、企業誘致への期待の高まりから、補助金などの優遇制度の拡充や工場用地の整備等に、主体的に取り組んでいるところである。

今後とも、地域経済への波及効果の大きい企業立地を進めるため、市町村と一体となって、企業にとって魅力のある支援を行っていきたい。

- 2 企業の撤退、事業の縮小、人減らし計画などに対して、事前の協議を義務づけるなど企

業の社会的責任を求めること。

(回答)

企業との立地協定の中で、「会社は、経済情勢並びに不測の事態により、操業短縮等やむなきに至るおそれのある場合は、事前に県及び市（町村）に連絡して、その対応策に最善の措置がとられるよう配慮するものとする。」と定めている。

また、市町村とも連携し、常日頃から企業訪問を通じて、事業活動の現状や将来計画の把握に努めているところである。

(デジタル推進策について)

- 1 DX 推進については、情報機器を使えないデジタルデバイドへの対応についてどうするのか。また相談窓口などを職員対応から AI 対応に代わる危険性がある。県民の利便性を損なわないような対策をとること。（下線は商工観光労働部、それ以外は総務部）

(回答)

デジタルデバイド対策は重要であると認識しており、「誰一人取り残されない」を DX 推進の基本理念の一つに掲げている。

まず、行政 DX については、県民等がデジタルリテラシーを意識しなくても恩恵を受けられるよう、行政サービスを構築していく。

デジタルが得意でない高齢者には、身近に使い方を聞ける環境づくりとして、昨年度から市町村単位で地域デジタル支援員の育成に取り組んでおり、今年度末までに、9 市町で 90 名の支援員を確保できる予定。今後、市町村や通信事業者と連携し、地域の公民館等において、無料のスマートフォン講習会等を開催していく。なお、残る 9 市町村についても、支援員の確保に取り組んでいく。

(雇用の拡大と安定)

- 1 誘致企業の雇用実態を把握すること。一部の誘致企業だけでなく、すべての誘致企業に対して、正規雇用、パート・臨時・契約、派遣、請負等の雇用形態別の調査を行うこと。同時に外国人労働者についても把握すること。

(回答)

進出企業に対しては、市町村とも連携し、雇用状況も含めた事業活動の現状等の把握に努めているところである。

法的権限に基づき労働条件等に係る立入調査を実施できるのは大分労働局であるが、県としては労働局と連携するとともに、独自に労働福祉等実態調査を行うなど、県全体の労働実態の把握に努めている。

2 立地協定書にて、優先的に期限の定めのない「正規雇用」を行うよう明記すること。

(回答)

進出企業に対しては、従業員の採用について、できるだけ正規雇用となるよう要請するとともに、立地協定においても地元雇用への優先的配慮を定めており、製造業等への補助金の交付にあたっては地元からの新規常用雇用を条件にしている。

3 シフト制労働者など非正規雇用者（パート・派遣など）の賃金は「同一労働同一賃金」の原則を生かした労働条件の向上を、県下の経済界や企業に働きかけること。賃金は生活費であるという認識のもと「暮らしていける賃金」を補償すること。最低賃金は全国一律に1,500円/時給の最低賃金にすること。

(回答)

非正規労働者の処遇確保のためパートタイム・有期雇用労働法等が施行されている。県では、労働講座やホームページ等により、労働法令の周知啓発に努めているほか、大分労働局等と連携し、経営者等を対象にした働き方改革セミナー・個別相談会などを通じて、非正規労働者の処遇改善に取り組んでいる。

また、本県の最低賃金は、コロナ禍の影響を受けた令和2年度を除き、近年は前年比で3%以上の引上げで推移するなど、着実に上昇してきている。

特に今年度はコロナ禍での大幅引上げとなったことから、生産性向上と賃金引上げを併せて行う中小企業等への支援や、価格転嫁等の下請取引の適正化推進など、企業が賃金底上げに踏み出せる環境づくりに取り組んでいる。引き続き、持続的な県経済の成長と雇用の場の確保・安定の好循環を作り出していく。

4 県としてはこれまでも「公契約制度」について研究検討してきているが、そこで働く労働者などの賃金を保障するためにも早急に公契約条例を制定し、市町村にも導入を促すこと。

(回答)

公共事業等に従事する労働者の適正な賃金水準を確保するため、部局横断で調査研究を重ね、公契約条例をはじめ様々な手法を検討し、効果的な対策を講じてきた。

具体的には、公共工事の設計労務単価において、労働市場の実勢価格を適切に反映（H24年度比164.5%）するとともに、入札における最低制限価格の見直しなど、ダンピング対策にも取り組んできた。

加えて、指定管理者制度導入施設の実地調査を行い、賃金を含む労働条件の法令遵守の状況も確認している。

これらの取組により、過度な価格競争を防止し、労働条件の改善を図っていく。

今後とも、労働者の適正な賃金水準を確保する手法について、より実効性ある対策を進めていく。

各市町村における条例の制定は、各市町村の実状を踏まえて独自に判断すべきものと考え、各市町村との情報共有にも努めていく。

- 5 厚労省は来年度からデジタル賃金の解禁を目指すといわれているが、資金移動業者には元本1千万円まで保護される預金保険制度が適用されないなど、大きなリスクがある。十分な審議がないまま解禁することがないよう国に求めること。

(回答)

賃金については、労働基準法により、通貨で、全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならないこととされており、銀行口座等への振込については、使用者が労働者の同意を得る必要がある。

このため、国が検討している資金移動業者への賃金支払いが可能となった場合でも、賃金の支払い方法は、労働者の自由意志で選択することができるものと考えている。

県としては、労働局と連携した各種相談会や労働講座等により、労働関係法令について、労使双方に周知啓発を行うことで、労働者が安心して働ける環境の整備に取り組んでいく。

【農林水産部】

(農業の振興について)

- 1 大分県の農林水産業に大きな影響を与える、T P P 1 1 及び日欧E P Aからの脱退を政府に求めること。

(回答)

国内市場が縮小する中、経済活性化のための自由貿易の拡大は避けがたいものと考えている。そういった中で、本県農林水産業が将来にわたって発展するためには、生産基盤を強化していくことが何よりも重要。このため、県では、令和2年12月に改訂した「総合的なT P P等関連政策大綱」で示された国の対策等を積極的に活用し、継続的な発展にむけた構造改革に引き続き取り組んでいく。

- 2 種子法の廃止、種苗法の改定が行われた。主要農産物の種子の安定した生産・普及を県に促す役割を持っていた。この役割を果たすためにも、県として2018年4月施行の「大分県主要農産物種子制度基本要綱」を実効あるものにする。また、種苗法改正については「判定制度」や「推定制度」などが盛り込まれ、バイオ化学企業等が「特性表」などを使い「訴訟を起こしてくるのではないかと不安が広がっている。国に対し種子法及び種苗法を復活するよう求めること。

(回答)

種子の安定供給は、産地育成や農家経営の安定に欠かせないものと認識している。そのため、種子法の廃止後においても、円滑に優良な主要農作物種子を生産し、農家へ供給できるように、法の規定を踏襲した県の要綱及び関連要領を整備し、廃止前と同様の業務を県が継続して実施する体制を整えている。

今回の種苗法の改正では、国内品種の権利を守るため、品種登録時の品種特性を記録した「特性表」による比較で育成者権を推定する制度や、農林水産大臣による「判定制度」が新たに設けられた。品種登録するには、明確に他品種と異なる形質であることを示さねばならず、企業等の登録品種と在来品種等が同じ形質となることはない。そのため、「特性表」による訴訟の可能性はないと考えられる。今後も、農家等や関係機関に迅速に周知し、安心して生産に取り組めるよう対応していく。

- 3 国連は2019年から10年間を「家族農業の10年」として、飢餓と貧困をなくすために「小規模家族農業」への投資・支援を呼びかけ、同時に「小農の権利宣言」も採択された。県としての取組と課題の認識を明らかにし、家族農業者等への振興を図る具体的な支援を充実すること。

(回答)

大分県の農業経営体に占める個人経営体（非法人の家族経営体）の割合は 96.4%であり、農業経営体数で見ると個人経営体が主体となっている。

県は、「元気で豊かな農山漁村づくり」を基本施策の一つに掲げており、個人経営体の農業経営を共同化する集落営農組織の育成や、生産部会員に対する技術指導等により、営農継続をしっかりと支援していく。

- 4 わが国の食料自給率は、45%を目指すと言いながら、いまだに38%である。世界の主流となりつつある「食料主権」の堅持を国に要求すると同時に、国・県ともに農林漁業予算を増額すること。また、大規模農業や施設型農業だけでは荒廃農地が増えるばかりである。里山の維持や小規模農業に対する支援をすること。

(回答)

世界的な食糧需要の増加が進む中、食料自給率の向上については、まずはその基礎となる安定した生産基盤を確立することが大事である。

このため、県では、大分県農業総合戦略会議において取りまとめた県農業の再生に向けた行動宣言に基づき、生産者、農業団体と一体となって構造改革に取り組んでいる。

また、農業・農村の多面的機能を発揮するためには、中山間地の条件不利地域であっても、営農を継続できる環境づくりが重要である。このため、引き続き日本型直接支払制度等による共同活動への支援に加えて、地域農業経営サポート機構による営農支援や直売所の振興等に取り組んでいく。

- 5 依然として深刻な猪・鹿などの鳥獣被害対策について、防護柵設置にかかる補助金の拡充を行うこと。

(回答)

県では、野生鳥獣による農林水産物への被害対策として、「予防集落環境対策」「捕獲対策」「狩猟者確保対策」「獣肉利活用対策」の4つの対策を総合的に実施している。

令和3年度の鳥獣被害額は、1億6,200万円と前年度より約300万円減少し、記録のある昭和58年以降で最小となった。

しかし、野生鳥獣による被害は依然として深刻な状況であることから、予防強化集落を設定し、防護柵を集中的・計画的に整備するとともに、防護柵設置にかかる経費については、国へも要望し予算の確保に努めていく。

- 6 国内消費に必要なない外国産米(MA 米)について、当面国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施するよう国に求めること。

(回答)

ミニマムアクセス米（MA米）は、WTO協定に基づき、年間約77万トン輸入されている。その取扱については、国が主導的に管理しており、国内加工実需者のニーズ等を踏まえた数量を一元的に輸入し、価格等の面で国産米では十分に対応し難い加工や飼料への用途を中心に販売するほか、海外食糧援助に活用しており、国産米への影響は極めて低い状況である。

- 7 農林漁業事業者に対し、原油・物価高騰対策として、資材・飼料・燃料などの補助を行うこと。

(回答)

生産原価に占める燃料費の比率が高い施設園芸や漁業については、平成20年の燃油価格高騰等を背景に、生産者と国の積立による価格補填制度が創設されており、昨年からの急激な燃油高騰に対しても、国は基金の積み増し等を行っている。

こうした制度による影響緩和に加え、経営継続を支えるため、日本政策金融公庫や関係団体と連携して実質0～0.3%の低利の融資制度を措置するなど、資金面での対策も図っている。

また、化石燃料や輸入飼料に頼らない生産体制への転換も重要であり、園芸ハウスへのヒートポンプや、燃費効率の良い船舶エンジンなど省エネ設備等の導入、耕畜連携による堆肥の有効活用、自給飼料の増産等を進めている。

併せて、国に対して原油高騰等に対応した事業要件の拡充等を要望しているところであり、今後も、国の事業や制度資金等の支援により、農林水産業の足腰の強い経営体を育成していく。

- 8 小規模農家への支援策として県が米を買い取り、生活支援策として、生活困窮世帯・学生・子ども食堂などに供給すること。

(回答)

国は「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の枠組の下で、需要に応じた米生産への取組を基本的な方針としている。

また、災害等不足の事態に備えるための備蓄米を100万トン買い入れており、学校給食や子ども食堂、子ども宅食等へ無償提供する取組を行っている。また、新型コロナウイルス感染症の影響による需要減に対する過剰在庫についても、子ども食堂等の生活弱者への提供を支援する事業を実施している。

9 「みどりの食料システム法」が7月に施行され、農水省は2030年までの数値目標も明らかにした。大分県として農水省の「みどりの食料システム戦略」に基づく具体化は、どの様に具体化するのか。ア)有機農業の現状と目標 イ)肥料、農薬使用の低減 ウ)目標達成へのタイムスケジュールと市町村への周知に関し明らかにするとともに、本戦略は「農林水産業のグリーン化」を進めることに重点が置かれているが、農林水産業者の所得向上も明確な数値目標として設定するよう国に求めること。

(回答)

県は、令和4年3月に策定した第3次有機農業推進計画において、有機JAS認証面積を、令和2年度の300haから令和8年度までに420haに拡大することを目標とし、生産安定や販路開拓等による持続的な有機農業経営体の育成に向け取り組んでいる。この数値目標は、国の「有機農業の推進に関する基本的な方針」や国が9月に示した「みどりの食料システム法」の基本方針の中間目標と合致したものとなっている。

また、国の基本方針に基づき、新たに策定することとなる環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画については、市町村と連携しながら準備を進めている。

基本計画では、第3次有機農業推進計画を踏まえつつ、化学肥料、化学農薬の使用削減等について、コスト低減の観点からもIPM等環境負荷の低減につながる取組を推進していく。

10 基幹作物の稲作が、低米価の下で、生産費も償えない現状である。かつての戸別所得補償制度における「米の所得補償交付金」を復活させるよう、国に求めること。

(回答)

国は「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の枠組の下で、需要に応じた米生産の取組を基本的な方針としている。また、米価下落に大きく影響を与えた新型コロナウイルス感染症による過剰在庫の解消に向けて特別対策を講じ、一定の効果が得られている。

一方で、県では全国知事会等を通じて、国に米価下落対策の実施を要請している。

長きに渡り米価の安定を図るためには、一部の生産者への所得補償ではなく、需要に応じた生産に取り組むとともに、経営の多角化など儲かる農業への取組も併せて推進する。

11 中山間地域では、水田を水田として維持するための用水路の維持管理が困難を極めている。市町村が、農家を支援ができる様に、県として市町村を財政的に援助できる制度を創出すること。

(回答)

農業者等による水路の維持管理活動が交付対象となる中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度において、県は、市町村が実施主体へ交付する交付金の一部を支援しており、今後も必要となる予算の確保を図っていく。

中山間地域において、水田をはじめ農業の中心的な担い手として集落営農法人を位置づけており、法人の経営力強化を図るため、市町村とともに園芸品目の導入など経営の多角化や営農の効率化等を進め、中山間地域での農業の振興を図る。

- 1 2 地産地消の推進、子ども達の「地域に誇りをいただく教育」の一環としても、地域農業の発展に直結する「地元産品」による学校給食の普及を推進すること。

(回答)

学校給食における県産農林水産物の活用促進を図るため、毎年7月、「学校給食地産地消夏野菜カレーの日」と題して、小・中学校・支援学校・高校において、県産食材を使ったカレーを提供する取組を推進しており、令和4年度は、394校の約8.7万人の生徒に振る舞われた。

また、今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大で消費が落ち込んだ冠地どりやハモを希望する県内の小中学校に提供している。今後も地産地消の一環として、学校給食における地元産食材の利用推進に取り組んでいく。

(林業・再生可能エネルギー関係)

- 1 メガソーラー建設を巡り、大分県内でも住民とのトラブルが多発している。林地開発許可については、里山の自然を守り、災害を起こさないようにすることや、農業者等の生活権を守るという立場から、地域住民の同意を得ることを大前提とすること。

(回答)

森林法では、林地開発許可は、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」という、4つの要件を満たす場合には、許可しなければならないとされている。

しかしながら、林地開発は、森林が持つ様々な機能を保持した上で行うべきであり、可能な限り県民が納得する形で開発が行われるべきと考えている。

このため、平成27年に林地開発許可審査要領を改正し、地域住民との合意形成を確認事項に盛り込み、行政指導を行っているところである。

今後も、開発許可にあたっては、慎重な審査に併せて、審査要領に基づく地域との合意形成を粘り強く指導し、地域の安全・安心の確保に努める。

(災害対策)

- 1 台風 14 号被害は県下全域に及んでいる。佐伯市の養殖ブリ等の被害、県下の水稻の倒伏被害などが深刻となっている。早急な対策を講じ、農林水産業が継続できるような直接の支援策を講じること。佐伯市の養殖ブリの被害については、廃棄はできたが運搬経費や保険等に加入していないため、損失補償がない漁業者もいる。県として生業が継続できる支援策を講じること。

(回答)

被害を受けた養殖ブリ生産者については、全員が養殖共済に加入していると伺っており、死亡した養殖ブリの処分に際しては、県漁協が処分場等への運搬を行ったと承知している。

今後、被害状況及び漁協や養殖ブリ生産者の意見を踏まえ、対応策を検討するとともに、引き続きブリ養殖業の成長産業化に向けて、各種施策に取り組んでいく。

- 2 農地等の災害復旧事業において、大分県下の市町村によって被災農家の負担金は異なっている。それは、それぞれの自治体の財政状況よりも、国や県の補助制度の活用の仕方に各自治体で温度差があるためと考えられる。県の指導により、災害復旧にかかる国や県の補助制度を利用し、可能な限り被災者の負担が自治体により異なるのではなく、少なくなる方に統一できるように、各自治体を指導援助すること。

(回答)

農地・農業用施設災害復旧事業については、激甚災害の指定に関わらず、市町村毎の被災農家 1 戸当たりの復旧事業費を算出したうえで、国庫補助率のかさ上げが行われることとなっている。

なお、国庫補助の対象とならない 40 万円未満の災害復旧は、激甚災害対象の農地等小災害復旧事業債（13 万円以上 40 万円未満）や一般災害の農業用施設を対象とした単独災害復旧事業債（40 万円未満）の制度を有効に活用することにより、負担の軽減が図られる。

また、県では、起債制度による国の支援がない一般災害の農地小災害（13 万円以上 40 万円未満）について、平成 26 年度に「農地小災害復旧支援事業」を創設し、市町村を支援している。

今後も、市町村がこれらの制度を有効に活用していくよう働きかけを行っていく。

(中津市)

- 1 被災農家の国庫補助による復旧事業負担金（分担金）及び 40 万円未満の復旧事業への補助金については、国も県も可能な限り支援する立場にあると認識している。さらに県と

して市町村が国や県の制度を「有効に活用していくよう働きかけを行っていく。」としている。

中津市では、40 万円以下の災害復旧事業の補助金交付要綱では、補助率の上限が激甚災害指定の場合は 100 分の 90、その他の災害では 100 分の 80 となっている。国や県の制度の趣旨が十分活かされていないと考える。

そこで、県下各市町村の国、県の制度の活用状況（分担金の率、補助率）をあきらかにするとともに十分に活用されていない市町村への更なる働きかけを行うこと。

(回答)

農地・農業用施設災害復旧事業については、激甚災害の指定に関わらず、市町村毎の被災農家 1 戸当たりの復旧事業費を算出したうえで、国庫補助率のかさ上げが行われる。

なお、国庫補助の対象とならない 40 万円未満の災害復旧は、激甚災害対象の農地等小災害復旧事業債（13 万円以上 40 万円未満）や一般災害の農業用施設を対象とした単独災害復旧事業債（40 万円未満）の制度を有効に活用することにより、負担の軽減が図られる。

また、県では、起債制度による国の支援がない一般災害の農地小災害（13 万円以上 40 万円未満）について、平成 26 年度に「農地小災害復旧支援事業」を創設し、市町村を支援している。

今後も、市町村毎の財政状況等を踏まえるとともに各制度の地方交付税措置などを勘案したうえで、市町村に対する指導・助言を行っていく。

- 2 無降雨時の山崩れの原因究明に関し、耶馬溪町では、その後 2 回にわたり大きな岩の落下があった。（耶馬溪町伊福、国道 212 号戸原柿坂間）危険箇所については対策を講じられているが、原因究明についてどこまで明らかになり、その内容を県民へ周知する必要があると考えますが、県としてはどういう方向で検討されていますか。

(回答)

平成 30 年 4 月 11 日に発生した中津市耶馬溪町金吉地区の災害では、学識経験者らによる検討委員会を立ち上げ、原因の究明を行った。その結果、特定の地形・地質・水文等が関係していることが判明した。また、金吉川流域には災害発生箇所と同様な条件の箇所があるため、「金吉川流域地区における危険斜面の抽出手法」を整備した。

令和 2 年度には、この抽出手法により、流域内の調査を行い、より詳細な調査が必要な箇所が上記の災害箇所とは別に 2 箇所あることがわかった。その結果は地域住民に説明し周知した。

現在、1箇所については対策工が完了し、残りの1箇所については調査測量設計を行っており、設計が完了次第、対策工を実施する。当流域においては、今後も監視を継続し、必要な対策を実施していく。

(日田市)

- 1 現在、令和2年7月豪雨の影響による地盤の崩落で、隧道内が陥没した女子畑農業用水路災害復旧工事が始まっている。工事完了時期は令和6年2月で、令和6年の水稲作付けから関係地域すべてで元どおりの米作りがようやくできるようになる。しかし、関係地域内の施設栽培農家については、隧道内の陥没した部分の工事が完了した後に、水稲作で農業用水を必要としない時期から災害復旧部分(隧道324.6m区間)の上流部分(隧道322.2m区間)を県営事業で補強工事が行われる予定で、その工事の完了まで再び女子畑農業用水が使用できなくなる。関係地域の施設栽培農家は、令和2年7月豪雨の災害復旧工事完了までの3年8カ月に加え、県営事業による隧道補強工事の完了まで、栽培に必要な水を確保するための負担が続く。よって、以下のとおり要望する。

県営事業による隧道補強工事について、女子畑農業用水路災害復旧工事(令和2年災)完了の令和6年2月までに完了するよう工事を行うこと。

(回答)

県営事業による水路トンネル工事は、水路トンネルの上流側が急峻な地形の山腹に位置しており、上流側からの施工機械や資材搬入が困難であることから、災害復旧工事の完成後、水路トンネルの下流側から工事を施工する計画としている。

県営工事に伴う農業用水に関しては、災害復旧工事が完了していることから、かんがい期(5月~10月)において通常どおり水稲作付けに必要な用水供給を行い、施工は非灌漑期(10月~4月)に実施する計画としている。(令和6年10月着工予定)

なお、工事期間中における施設園芸への用水供給については、仮設ポンプにより必要量の供給を行うことにしている。

今後とも、災害復旧と県営工事の早期完成に向けた的確な執行管理を行っていく。

(水産業振興・漁港管理)

- 1 魚価の低迷や海水温の上昇、海流の変化などで不漁になっている漁業者への魚価の補償、経営支援を行うこと。

(回答)

漁業収入安定対策として、資源管理等に取り組む漁業者に対し、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填する漁業共済・積立プラスの制度の活用を促していく。

また、魚価はコロナ禍以前の水準に回復してきており、水産物の販路拡大を進めており、ハモでは骨切り加工を進め、飲食店や量販店への販路拡大を行っている。他にも大分県漁協の水産物直営店において、県内各地の県産魚を月替わりでPRしている。

今後も水産物の単価向上・消費拡大に向け、加工による付加価値向上や消費者への利用促進に取り組んでいく。

【土木建築部】

(災害対策)

- 1 台風 14 号被害は県下全域に及んでいる。由布市の湯平温泉街など河川の氾濫で大変な被害が生じている、河川に落下している構築物の撤去や河川改修、道路の補修など早急に行うこと。また県下全域の被災した道路や河川等の復旧に全力を挙げること。

(回答)

出水に伴い、河川内に堆積した樹木や構築物等のうち、流下の阻害となり、治水上影響があるものは、適宜撤去を行っていく。また、県管理道路において、倒木や土砂流出等により最大 131 箇所の全面通行止めが発生したが、応急対策を速やかに行い、現時点（10 月 26 日）で全面通行止めは、緒方高千穂線及び弓立上戸次線の 2 箇所のみとなっている。

被災した公共土木施設は、災害復旧事業も活用しながら、全力で復旧に取り組んでいく。

(日田市)

- 2 玖珠川の支流のひとつの合楽川は、豪雨時に越水している。よって、以下のとおり要望する。
 - ①合楽川（日田市天瀬町本城）の浚渫工事を早急に行うこと。
 - ②現状は別紙の写真のとおり（別紙）。

(回答)

堆積土砂の撤去は、河川が氾濫し、家屋浸水の恐れがある箇所など、緊急度や重要度、土砂堆積状況等を勘案しながら実施している。合楽川では、今年 5 月から他箇所でも河床掘削を実施したが、当該地区においても堆積が見られることから、河床掘削を予定している。

(由布市)

- 3 湯布院町川上地区は台風 14 号で床上浸水の被害を受けた。住民からは「もうこれで 4 回目だ」との声も聞かれる。宮川と大分川の合流点にあし等が繁茂している。合流点での堆積土砂等の撤去をすること。

(回答)

堆積土砂の撤去は、河川が氾濫し、家屋浸水の恐れがある箇所など、緊急度や重要度、土砂堆積状況等を勘案しながら実施している。当該地区では、河床掘削を予定している。

(土木建築行政)

- 1 不要不急の大型事業は削減し、生活に密着した公共事業予算を増やすこと。また、生活用道路を整備するための予算を大幅に増額し、安全な歩道整備などの交通安全対策や、バリアフリー対策を中心とした道路行政を実施すること。また道路の排水管の老朽化対策を拡充すること。

(回答)

本県では、安全・安心な暮らしを守るため、玉来ダムなどの治水事業や急傾斜地崩壊対策などの防災・減災対策を進めている。また、中津日田道路や臼杵港など県勢の発展を支える広域道路ネットワークやその結節点となる港湾の整備、さらには国・県道の整備、生活排水処理施設の整備など、県民生活の利便性向上に関わる分野まで幅広く社会資本の整備を進めている。今後とも県民ニーズを適確に把握し、限られた予算の中で重要性と緊急性を考慮した選択と集中の徹底を図っていききたい。

道路の交通安全対策としては、通学路の歩道等の整備を重点的に実施しており、歩道の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの整備などバリアフリー対策に取り組んでいる。また、道路の側溝や排水管の老朽化対策についても、側溝蓋の破損など道路パトロールによる点検等を行いながら、今後とも補修に取り組んでいく。

- 2 市町村の要望に沿えるよう、「大分県市町村営急傾斜地崩壊対策事業」の予算を増やし、補助率上限額を引き上げること。

(回答)

大分県市町村営急傾斜地崩壊対策事業については、令和2年度に予算額を令和元年度の80百万円から130百万円に増額し、補助率を4/10から5/10へ引き上げた。さらに令和3年度には予算額を令和2年度の130百万円から180百万円に、補助上限額を337万円から500万円に増額し、更なる支援の拡充を図ったところである。

今後も市町村と連携を図っていく。

- 3 四浦半島の活性化のため、保戸島内の大火災などの緊急対応のためにも保戸島架橋の早期実現をすること。

(回答)

保戸島架橋については、まず、保戸島を含めた四浦半島全体の将来の姿について、振興策など関係機関が連携した幅広い視点での検討を進めるなかで、その必要性を整理するものと考えており、「保戸島・四浦間架橋建設等道路整備促進期成会」での議論を注視しているところである。

引き続き、現在事業中である間元地区につながる四浦日代線（荒代～鳩浦間）の道路改良をしっかりと進めてまいりたい。

- 4 所有者不明土地が、市民生活や街づくりに支障きたす事例が見受けられる。土木建築部・農林水産部など、横断的に連携して実態調査をおこない、対策を講じること。

（回答）

所有者不明土地について、本年5月9日に公布された所有者不明土地法の一部改正により、「所有者不明土地の管理の適正化の措置」や「所有者不明土地対策計画の作成」などの制度が新設された。県としては、同法に基づき、これらの制度の権限をもつ市町村相互間の連絡調整や広域的な見地からの助言等を行っていききたい。

また、公共事業用地内に所有者不明の土地がある場合は、引き続き、財産管理人制度等を活用し、円滑な取得を行っていく。

（建築住宅関係）

- 1 小規模企業振興基本法や、大分県中小企業活性化条例等の趣旨を活かして、県として一般的な「住宅リフォーム助成制度」を創設すること。（同旨の要望が商工観光労働部にあり）

（回答）

住宅リフォーム助成については、県の重要政策である子育て満足度日本一や健康寿命日本一の実現に向けた施策の一環として明確な目的を持ち、「大分県住生活基本計画」にも盛り込み、取り組んでいるところである。

主な取組は、安心して子育てできる環境づくりとして子育て世帯、三世帯同居世帯や、安全に安心して暮らすために高齢者世帯が行う住宅改修に対する支援である。

本制度は、施工者を県内企業に限定することで、地域に一定の経済効果があり、現状でも中小企業の活性化に繋がっていると考えている。

- 2 木造住宅耐震化促進事業や子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業について、今後補助率を引き上げていくこと。また、県産材使用の場合には、補助のかさ上げを行う制度に拡大すること。

（回答）

木造住宅耐震化促進事業については、アドバイザー派遣の無料化や耐震診断の自己負担の定額化、令和2年度からは所有者等が65歳以上の場合に補助限度額を80万円から100万円に引き上げるなど、制度の拡充を図ったところである。

今後も、他県の動向等を踏まえ、制度について検討していく。

子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業については、令和3年度から子育て支援型において、仕事と子育ての両立に資するテレワークスペースの設置や対面キッチンへの改修工事の追加、今年度からは子育て・高齢者リフォーム支援型の要件を緩和する等の制度拡充を行っている。

引き続き、市町村と連携し、支援制度の周知を図りながら、県民ニーズに対応したリフォーム支援に努めていく。

3 全国の自治体に広がっている「小規模工事登録制度」を、県としても創設すること。

(回答)

県では、工事の適正な施工を確保する観点から、技術的能力や経営の状況、施工実績などの事項について、あらかじめ審査を受けた入札参加資格者の中から業者を選定し、原則入札により発注していることから、小規模な工事であっても入札参加資格を必要としている。

小規模工事の発注にあたっては、個人事業者を含めた地元の資格保有業者から選定しており、県工事の受注を希望される方は、入札参加資格申請をしていただきたい。

4 公営住宅家賃は新型コロナ対応などで財政支援が行われた際、非課税扱いのものは基本的に参入されていないが、事業所得等に区別される課税対象分は、基本的に収入とされている。今年4月、国が、こうした給付金を算定の対象外となる「一時的収入」にすることは「公営住宅の事業主体の判断で」可能との旨を示していることから、県としても「一時的収入」にすること。

(回答)

課税対象とされている持続化給付金のうち、一時所得に区分される給与所得者向け持続化給付金などは、一時的な所得であることから家賃算定の対象所得から控除しているところ。

一方、事業所得者向け持続化給付金など事業所得に区分されているものは、一時所得に区分されないことから原則として控除していないが、確定申告書などにより一時的な収入であると認めるときは控除することとしている。

控除の適否については、一律に判断できない場合があるため、入居者の方々には疑問な点があれば相談くださるようお知らせしており、今後とも、個別に対応させていただく。

5 大分県として、脱炭素化の実現のための断熱・省エネルギー住宅へのリフォーム、太陽光発電用パネルの設置などへの助成を行うこと。

(回答)

今年度より脱炭素社会の実現に向け、省エネ建築物の普及促進を図るため、建築関係団体と連携したネットワーク体制の構築を行うとともに、県内技術者への研修による啓発やフォーラム開催などによる県民の意識醸成等に取り組んでいるところ。

助成制度については、国等の動向も注視しながら、関係部局と連携して検討したい。

(中津市)

1 市町村が抱える同和住宅資金等の早期解決のために支援の拡大をすること。

(参考) 当市に於ける令和3年度末の住宅資金等の残高は、647,823,653円で、過去3年間の回収実績は平成30年度 4,059,668円、令和2年度 4,335,942円、令和3年度 4,394,000円で、このペースで回収に取り組んでも概ね150年かかります。しかも、回収は時効中断により回収を行っているものです。

一方、市が不能欠損として処理した金額累計額は 253,144,351円に上っており、それに対する「大分県償還推進助成事業補助金交付要綱」に基づく県からの、補助金の合計額は、302,388,000円となっています。

国とも協力して、市町村が一刻も早く解決できるように、支援の拡大を求めます。

*資料として、県下市町村の同資金の令和2年度末と令和3年度末の残高をお願いします。

(回答)

住宅新築資金等貸付金の償還については、市町村の財政的負担を軽減するため、国と県で支援を行っているところであるが、借受人の経済状況等により、中々回収が進まない現状がある。また、借受人や保証人が死亡している場合では、相続人の特定が難しく、特定された場合においても、連絡がとれないなど、不能欠損として処理することが困難となるケース等も多くあり、早期解決に向けては、これら様々な課題を解消することが必要であると考える。

引き続き、国の情報や他県自治体の回収実例等の情報提供や意見交換等も行いながら、市町村の回収事務の支援を行っていきたい。

(道路関係)

1 身近な道改善事業は、要望等多い事業であり、予算を増額し、地域住民の改善要望に応えるようにすること。

(回答)

本事業は、既存の道路敷きを利用した路肩拡幅や蓋付き側溝の設置、防草処理による歩行空間の改善等を行っており、平成21年度に6億円でスタートし、23年度に7億円、

24年度から8億円の予算を確保し、取り組んでいる。

令和3年度末までに、要望のあった1,439箇所の内、約9割にあたる1,262箇所の対策を完了しており、引き続き、要望の内容や規模等を踏まえ、必要な予算の確保に努めながら、自治会や地域住民の方々からの要望に応じていきたい。

(河川関係)

- 1 河川整備については、堤防の補強、危険箇所の改修など、早急に治水レベルをあげるとともに、生態系の保全など、環境と安全に配慮した事業とすること。

(回答)

河川整備については、近年の豪雨災害の頻発・激甚化を踏まえた抜本的な治水対策への取組が必要であることから、令和3年度に県管理河川の長期的な整備方針となる「川ビジョンおおいた2021」を策定した。また、整備に当たっては、引き続き、多自然川づくりの取組を進め、環境にも配慮しながら治水対策を行っていく。

【各地域からの要望】

(大分市)

- 1 国道197号佐賀関トンネルにおいて、バイクの暴走による深夜の騒音被害が発生していることから、道路管理者において安全対策及び騒音防止対策などを行うこと。

(回答)

暴走に対する道路管理者による安全対策及び騒音対策の実施は困難である。ご要望については、交通管理者に伝える。

- 2 弁天大橋先の河川堤防に、安全・防犯のための照明を設置するよう国に要望すること。

(回答)

ご要望区間の河川を所管する国土交通省大分河川国道事務所へ伝える。

- 3 大分市が負担している県工事負担金について10%以下へ引下げを行うこと。

(回答)

地方財政法等に基づき、県が行う土木建設事業でその区域内の市町村を利するものについては、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担していただいている。その負担割合については、関係法令の規定に基づき、全市町村に同一の条件で打診し同意を得た上で、県議会の議決を経て定めている。

道路事業をはじめ、市町村からの要望が多い中、限られた予算で、事業の促進を図るためには、当該市町村に応分の負担をしていただくことが必要と考える。

(豊後高田市)

- 1 県道夷堅来線（708号）は、国道213号から小畑の広域農道交差点までは10年ほど前に改良工事が完成しているが、交差点から終点の夷までは測量や地元説明会を行ってから数年経過しているのに放置されている。早急に改良工事を行うこと。

(回答)

県道夷堅来線は、広域農道交差点から小畑（コバタ）地区間の道路改良事業を平成30年度から着手しており、今年度は用地測量を進めているところ。引き続き早期完成に努めていきたい。

また、小畑（コバタ）地区から終点の夷までの間は、管内道路整備状況などを踏まえ、整備手法等を検討したい。

- 2 豊後高田市の桂川、竹田川、真玉川をはじめ各河川には雑木やヨシなど雑草が生い茂り、堆積土砂も上積みされている。景観を損ない、豪雨では被害の原因となりかねない。予算を大幅に増額し雑木などの伐採と堆積土砂の除去の工事の推進をすること。

(回答)

洪水の流下を阻害している樹木や堤防に悪い影響があるような樹木は、緊急度、重要度及び河川環境等を勘案しながら順次伐採を行っている。

堆積土砂の撤去は、河川が氾濫し家屋浸水の恐れがある箇所など、緊急度や重要度、土砂堆積状況等を勘案しながら実施している。

今後、上記を踏まえながら、樹木撤去や河床掘削を実施する。

(中津市)

- 1 国道212号、耶馬溪町内では、重機を利用した道路清掃、除草が実施され、感謝します。しかし、これから秋の観光シーズンに向かうにあたって、草刈りの必要な箇所が見受けられる。これまでは、地元住民が国道・県道沿いの清掃草刈りを実施していた集落も高

齢化のため、何よりも安全性が確保できないので、殆ど実施していない。是非とも、安全性はもとより、景観保全のために国道、県道の道路清掃等の実施をすること。

(回答)

道路の草刈りは、限られた財源の下、利用者の安全確保のため、計画的に年1～2回実施している。

また、道路環境の改善と維持管理コストの縮減を図るため、張コンクリート等による防草対策についても積極的に取り組んでいるところ。引き続き、こうした取組を積極的に推進し、良好な道路環境を創出していきたい。

- 2 降雪地域の県道、国道の除雪対策に万全を期すること。温暖化は一路「温暖」ではなく、時として過去最大の降雪を記録することもある。国道、県道の除雪が、終わってから「市道」の除雪が行われるので、是非市とも連携して、できるだけ住民の生活に支障が生じない様にする。特にデイサービス、デイケア等に大きな影響がでないように対応を求める。

(回答)

県管理道路については、事前の気象情報を注視しながら、道路維持委託受注者と除雪体制の構築を図り、速やかな交通開放に努めたい。また、できるだけ住民の暮らしに影響が生じないよう、市との連携について検討していく。

(日田市)

- 1 日田市内の県営住宅では三和団地、桃山団地、城内団地の棟はエレベーターが設置されていない。エレベーターやバリアフリー化が入居者の高齢化が進む中で、県もエレベーター設置など大規模な改修に取り組むこと。

(回答)

県では、住戸内外の床の段差解消や住戸内の手すり設置をはじめとした高齢者向け改善事業を平成9年度から毎年度実施しており、バリアフリー化率の向上に努めている。

ご要望の団地のエレベーターについては、費用面の課題に加え、駐車台数の確保や新たに外廊下の整備が必要となることから、設置することが困難な状況である。

また、令和2年度に策定した「大分県公営住宅マスタープラン2020」に基づき、少子高齢化や人口減少等の将来を見据えた適正な公営住宅の戸数確保のため、集約建替や用途廃止等を計画しており、エレベーターを設置するなど一定の居住水準を満たす住宅確保に取り組んでいるところ。

今後も、高齢者をはじめとした住宅確保要配慮者の住環境改善に向け、適切な居住水準の確保に取り組んでまいりたい。

- 2 日田市北友田2丁目の大内田橋架け替え工事と市道の整備については、住民と関係者の意向を踏まえた設計にし、早期の整備に取り組むこと。

(回答)

二串川の河川改修事業に伴う大内田橋の架け替え工事は、連続する市道の整備について昨年度から地権者の方々と意見交換を行い、設計を見直し、現在用地交渉を行っている。

大内田橋上部工事は地元の皆さまに説明した上で工事発注しており、10月中旬頃から架設作業に取りかかる。

- 3 二串川の河川改修を進めること。

(回答)

二串川の河川改修事業は、大内田橋上部工工事と左岸下流側護岸工事を実施している。今後、上流側の用地買収を進めながら、右岸下流側護岸工事から順次工事に着手していく予定。

- 4 日田市北友田1丁目の光岡小学校前の住宅の裏の急傾斜地の雑木を撤去すること。

(回答)

急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所等の樹木等の伐採については、県有地からの倒木等による被害を未然に防止するため、緊急度、重要度などを勘案しながら順次行っている。

友田地区については、令和3年度まで地元要望に基づき伐採等の対応をしており、今後も地元と協議を行い検討したい。

- 5 日田市吹上町の長善寺裏の急傾斜地にある雑木を撤去すること。雑木の下に住宅が2棟あり改善が求められる。

(回答)

急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所等の樹木等の伐採については、県有地からの倒木等による被害を未然に防止するため、緊急度、重要度などを勘案しながら順次行っている。

吹上地区については、令和3年度まで地元要望に基づき伐採等の対応をしており、今後も地元と協議を行い検討したい。

6 国道 386 号の北友田 3 丁目入江地区から夜明方面に向かって 200 メートル行った左側、杉林の手前に谷がある。車が落ちないようにガードレールをすること。

(回答)

要望箇所については、ガードレールの設置スペースが確保できないため、当面は視線誘導標等による安全対策を行いたい。

7 県道日田玖珠線の岩美町地区の拡幅改良を引き続き進めること。

(回答)

県道日田玖珠線については、現在事業中である羽田 2 工区の事業進捗や管内の道路網の整備状況を踏まえ、整備手法等を検討したい。

8 日田市吹上地区を通る渡里川の河床の土砂を撤去すること。

(回答)

堆積土砂の撤去は、河川が氾濫し家屋浸水の恐れがある箇所など、緊急度や重要度や土砂堆積状況等を勘案しながら実施している。渡里川では、今年度、吹上地区での河床掘削を予定している。今後も河川内の土砂堆積状況を踏まえ、撤去箇所の検討を進める。

(津久見市)

1 青江川河川の草刈り作業の実施が、困難になりつつあります。大量に雑草が生い茂っているところには、蛇や小動物が住み着き環境が悪化している。地域ボランティアで対応できないところは特別な手立てをすること。

(回答)

青江川の草刈りについては、地域の皆様にリバーフレンド事業に参加いただいております。今後も地域の皆様との協働が大事と考えています。大量に雑草が生い茂っていたり、小動物等が住み着いているような箇所は、現地調査・立合いの上、効果的な対策方法の検討を進める。

2 国道 217 号線沿いの中町に危険家屋が放置されている。強い台風の襲来時には国道にガレキが散乱する恐れがあるので対策をとること。

(回答)

当該家屋については、津久見市が所有者に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき対応を行っており、その後、所有者から改善予定である旨連絡があったと聞いている。

(臼杵市)

1 災害防止のための河川の堆積土砂の撤去

①吉田川（南長小野地区）…臼杵市野津町大字秋山2542番付近。特に水田に支障。

※現地調査には区長他が立会います。ご連絡を。区長代理 大塚茂則 090-2511-9438

添付地図A



②野津川（野津市地区）…臼杵市野津町野津市450-2 芦刈義人宅付近。大雨の時に野津川と王子川の合流場所のため、2つの川に隣接した住居に浸水をくり返しており危険である、対策を。川底のヨシなどの除去。

添付地図 B

※特殊な状況ですから、現地調査には現場の真裏で暮らしている住民の声を聞いてください。

芦刈義人さん(090-5283-4988/0974-32-2047)



(野津川)



(王子川)



(住居)

(回答)

- ① 吉田川：堆積土砂の撤去は、河川が氾濫し家屋浸水の恐れがある箇所など、緊急度や重要度や土砂堆積状況等を勘案しながら実施している。吉田川の当該地区においては、堆積が見受けられることから、河床掘削を予定している。今後も河川内の土砂堆積状況を踏まえ、撤去箇所の検討を進める。
- ② 野津川：当該箇所は 2 河川の合流部であり複雑な地形条件であることから、効果的な治水対策の方法について、現地調査・地元意見等を踏まえて検討を進める。

- 2 白杵市野津町落谷 1 4 6 6 番かわの商店付近、県道川登白杵線(国道との接地点)の数十年放置されたままの道路拡幅工事計画を早急に示してほしい。またかわの商店から榮寿荘の間の道路上に生茂っている木々は早急に除去しないと交通の妨げになっている。

添付地図 C



(回答)

県道川登白杵線については、現在事業中である乙見工区の事業進捗や管内の道路網の整備状況を踏まえ、整備手法等を検討したい。

また、ご要望の支障木伐採については、現地確認を行い、通行の支障となっている立木の伐採対応を行った。

【教育委員会】

(コロナ対策について)

- 1 子どもの新型コロナ感染が拡大する中、県下の幼稚園・保育園、学校(公立・私立の各小中高と特区别支援学校)、学童保育並びに放課後サービスにおける定期的な抗原検査を、児童・生徒・教職員・関係者を対象に、県の責任で実施すること。

また学校にコロナが発症した際に備えて、学校全体でPCR検査が受けられる態勢を整えておくこと。

(回答)

学校における抗原検査については、クラス等から陽性者が確認され、リスクが高い行動を共にした場合や、介護・病院実習等の教育活動を行う場合、登校後に体調の変調を来したが、すぐに帰宅できない場合などにおいて、教職員と検体の自己採取が可能である小学4年生以上の児童生徒を対象として、医師の指示のもと実施している。

また、PCR検査の対象者は、感染が疑われる者と保健所が感染拡大防止のため必要と認めたと等々に大別されるが、前者については、受診した医療機関の医師が必要性を判断している。今後も、学校現場における健康観察の徹底を図るとともに、感染が疑われる場合は速やかに、かかりつけ医の診断を受けるよう指導していく。

- 2 スクールサポーターなどコロナ対応の要員を県の責任で採用し、学校ごとに配置すること。

(回答)

教員業務支援員については、令和4年度、県立学校は全校に、市町村立学校についても要望があった学校について全校に配置しており、学校や市町村からも、教員の負担軽減や業務の効率化に効果があるとして、配置継続の要望をいただいている。

令和5年度以降については、必要数などを市町村とも協議しながら検討していきたい。

- 3 コロナ禍による保護者の収入減少で、授業料などが納められない生徒・学生のために徴収免除や給付型の奨学金を創設すること。

(回答)

高等学校等就学支援金制度の対象とならない生徒が、コロナウイルス感染症や災害等により家計急変となった場合、授業料相当額を支援する県立高校授業料臨時支援金制度を令和4年6月に創設した。令和5年度からは、国の制度改正により家計急変世帯への支援制度が創設される見込み。

また、平成26年度から授業料以外の教育費を支援する返済不要の高校生等奨学給付金制度を開始しており、当初37,400円だった給付額を毎年度見直し、今年度は第1子に対する給付額を国公立で114,100円とするなど支援内容の拡充を図っている。

- 4 生活困窮世帯、ひとり親世帯などに対し、高校などの遠距離通学にかかる財政支援を行うこと。

(回答)

遠距離通学生に対しては、大分県奨学会において平成18年度から「通学費等奨学金」を設けており、今年度は43名の生徒が利用している。今後も制度の周知・定着を図るとともに、状況の変化に応じた対応を進めていく。

(学校教育全般)

- 1 義務教育費の国庫負担を2分の1に戻し、教育の機会均等、教育水準の維持向上という国の責務を果たすよう要望すること。

(回答)

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための根幹をなす重要な制度であり、今後も制度を維持向上すべきものと考えている。

平成17年11月の政府・与党合意において、国庫負担割合が3分の1に引き下げられる一方で制度の堅持も明記されたところであるが、義務教育の在り方をめぐっては今後も議論が続くものと思われる。

教職員給与の財源を安定的に確保するためにも、義務教育費国庫負担制度の役割は今後一層重要になるものと考えられる。県教育委員会としても、これまで同様、機会あるごとに、現行制度の必要性を関係機関に要望していきたい

- 2 小学校1・2年生、中学校1年生、幼稚園で実施されている30人学級の効果は実証されている。特に今はコロナ禍の中、少人数学級によって感染防止にも大きく寄与する。国は小学2年生から段階的に35人学級を実施しているが、県として独自に30人以下学級を拡大し、正規教員の増員を図ること。また、教職員定数の削減をやめ定数を拡大すること及び加配教員の増員を行い、教員の事務量・会議・出張などの軽減を図り長時間労働をなくすこと。また、人材確保のためにも、採用人数を増やすのはもちろん、経験を積んだ臨時への採用優遇を図ること。

(回答)

教職員の配置を拡大するには、国の配分定数の充実が不可欠である。

義務標準法の改正により、小学校については、令和7年度までの5年間で、学級編制が段階的に35人に引き下げられるが、国においても、少人数学級の効果などについて検討することとなっている。

県教育委員会としても、政府予算等に関する要望活動や全国都道府県教育長協議会などを通じ、教職員定数の確保充実と安定的な配分について要請していきたい。

教職員の確保についてであるが、採用数については退職者数の見込みや臨時講師比率等も勘案して決定しているところである。

引き続き、①採用試験受験者増への取組、②60歳以降の再任用勤務の依頼、③臨時講師の採用努力などを通じて、必要な教員数の確保に努めたい。

なお、臨時講師の経験のみを優遇することは試験の公平性から考えていない。

- 3 県は2021年度より、教員への「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例を改正した。今でも先生たちの長時間勤務は深刻であり、変形労働時間制の導入によってさらなる長時間勤務につながってしまう。人間関係や長時間勤務による精神疾患が後を絶たず、悲惨な過労死さえ生まれている。このような変形労働時間制の条例を廃止すること。

(回答)

1年単位の変形労働時間制の導入に当たっては、対象期間内の在校等時間の上限は月当たり45時間から42時間に、年間でも360時間から320時間に短くすることが義務付けられている。また、長時間勤務につながらないよう教育委員会や校長が講ずべき措置が定められており、さらなる長時間労働につながるものとは考えていない。

また、この制度は学校における働き方改革の一つの手段である。運用面で整備を行い、今後も教職員の働き方改革を一層推進していきたい。

- 4 教職員未配置問題は、子どもに行き届いた教育、教員の多忙化解消にとっても、早急に解決しなければならない深刻な問題である。市町村教育委員会、学校まかせにせず、教育委員会が教員の増員など、来年度から責任をもって解決すべきである。

(回答)

欠員の原因としては、少子化等の影響による大学教育学部の定員減少や、教員が大量退職期を迎える中、全国的に教員確保が厳しい状況となっていることが考えられる。

本県では、教員の確保に向け、今年度の採用試験においても、1次試験免除の拡充や2次試験の口頭試問の廃止、他県教諭特別選考の受験資格緩和といった策を講じるなど、受験しやすい環境づくりを行なった。

さらに、本県における教員の養成・輩出に大きな役割を担っている大分大学と連携し、国にも要望した結果、来年度入試から教育学部定員が増員される見込みとなった。

また、再任用校長や再任用指導主事制度の導入をはじめ、退職予定者の意向確認時期を早めて、より丁寧に聞き取りを行うなど、再雇用に向けた環境整備にも取り組んでいる。

今後は、定年引上げの対応を含め、引き続き教員確保に努めたい。

- 5 新採用教員の10年間、3地域への異動は慣れない教育現場で、結婚、子育てという人生の重要な転換期と重なり、精神的、物理的に大きな負担になっている。このような現場にそぐわない、大分県特有のやり方は、来年度から、ただちに廃止すること。

(回答)

基礎形成期の広域異動は、「全県的な教育水準の維持向上」「教員の意識改革」「若手教員の人材育成」の3つの観点から取り組んできたところ。

これまでも、教職員の結婚や育児、介護などの個別事情にも配慮するとともに、異動年数の弾力的運用や一定の臨時講師経験を1地域としてみなすなど、必要な見直しを行ってきた。

基礎形成期の広域異動については、周辺部の市町村教育委員会から、新採用だけでなく2地域目・3地域目の若手正規教員も配置されるため、必要教員数の確保、臨時講師比率の均てん化が可能となり、県全体の教育水準の維持向上に必要という声もいただく一方で、「10年という短期間に、頻繁に広域異動を行なうことで、教員と子どもや保護者、地域との関係性が切れてしまう。」などの声をいただいている。

こうした点を受け、10月18日に開催された総合教育会議においても議論されたことから、維持すべき点や改善点について幅広く検討を始める。

- 6 教員の多忙化が全国でも問題になり、大分県内の中学校でも過労死が起きた。2018年8月から義務制等においてタイムレコーダーを導入し勤務時間の管理を行い、縮減を図るようになったが、成果がどのように出たのか検証すること。また、時短ハラスメントなどが職場で起きないように指導すること。

(回答)

コロナ禍での様々な感染症対策などを講じながらの勤務ではあるが、県立学校では、コロナ前と比較して、全職種の平均時間外勤務時間及び長時間勤務者数とも減少傾向にあ

る。市町村教育委員会においても、校務支援システム等のICTの活用等により、客観的に時間外在校等時間が計測できる環境整備が進んできたところである。

また、時短ハラスメントについては、在校等時間の上限等に関する方針の中で、留意事項として、削減方策を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこととしており、長時間勤務者への管理職による個別指導や、課題がある場合には、必要に応じて校務分掌の割振りを行う等、業務改善につなげるよう取り組んでいるところである。今後も、タイムレコーダー等の記録データの活用や好事例の共有など、市町村教育委員会とも連携して実効性ある働き方改革を推進していきたい。

- 7 学校・地域を点数競争に追い込み、本末転倒の事態を招く全国学力・学習状況調査、大分県学力定着状況調査は中止すること。また県としてその公開をしないこと。

(回答)

学力調査の目的は次の2点である。

- ① 児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること。
- ② 教育委員会及び学校が教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。

これらは、義務教育の機会均等とその水準の維持向上をねらいとしており、本県でも、学力向上施策の構築と改善の中心を授業改善に置き、各教科別に指導資料の作成や協議会を開催し、児童生徒への指導の充実等に役立てきた。

また、各市町村教育委員会や各小中学校でも調査結果を分析し、教員が授業改善の取組を進めたことにより、小中ともに知識及び技能、思考力・判断力・表現力の向上が徐々に図られている。

一人ひとりの児童生徒に確かな学力を身に付けさせるためには、引き続き成果を上げている学校の好事例を参考に、自校の取組の検証・改善を進めること、家庭や地域と連携して児童生徒の学習環境を整えることなどが必要であると考えている。

以上のことから、今後も全国、県による学力調査を実施し、また、取組の好事例が広く共有されるよう公表も行い、児童生徒の学力向上を推進する。

- 8 小中学校の給食費の無償化を全市町村で早期に実施するため、国に財政支援措置を求めるとともに、県独自の支援も行うこと。

(回答)

学校給食に要する経費のうち、施設・設備及び人件費は設置者の負担とし、その他の経費、つまり食材費は保護者負担とすることが学校給食法に規定されていることから、給食費の全額公費負担は困難であるが、今年度においては、国の臨時交付金を活用し、物価高騰分について保護者支援を行っているところである。

- 9 特別な教育支援を要する子どもに対して、特別教育支援員やスクールサポーターを配置すること。また特別支援教育コーディネーターの配置をすること。

(回答)

特別な支援が必要な児童生徒が在籍する学校には、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮を行う必要性に照らして、毎年一律ではなく、困難度が高い学校から優先的に「特別支援教育支援員」を配置している。

特別支援教育コーディネーターは支援学校に全校配置し、県立高校では各校にその役割を持つ教員がいる状況であるが、加配定数の増員については、今後とも国に要望していきたい。

- 10 新型コロナの影響で、経済的困窮に陥る学生が存在する。早急に給付型奨学金の拡充を国に求めるとともに、県としても現行制度の枠の拡大、額拡充を行うこと。

(回答)

全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金制度の拡充は必要と考えており、全国都道府県教育長協議会や全国知事会を通じて国に要望している。

県では、平成26年度から高校生等奨学給付金制度を開始しており、給付額についても令和4年度は家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額等を上乗せし、第1子に対する給付額を4,000円増額した。

- 11 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの果たす役割は大きく、この正規化をすすめること。

(回答)

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置については、市町村教育委員会と連携・協力しながら、全公立学校をカバーする体制を整えているところである。

特に、今年度は、学校現場での相談件数増加への対応や新たな課題であるヤングケアラーを支援するため、スクールカウンセラーは年間 10,010 時間増、スクールソーシャルワーカーは年間 5,760 時間増と配置時間数を大幅に増やし、配置強化に努めている。

今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実及び資質向上に努め、児童生徒一人ひとりに応じた適切な支援につなげていきたい。

なお、スクールカウンセラーの常勤配置については、国で調査研究が行われているところであり、その動向を注視していきたい。

- 12 高校授業料については一定の納税額によって有償化になったが、以前のように無償化を実施し、公立高校授業料の不徴収を完全実施すること。また、通学に要する交通費の助成を行うこと。

(回答)

高等学校等就学支援金制度は国の制度であるが、県としても支援内容の拡充について、高校生のある世帯の教育費の負担軽減を図る趣旨から必要と考えており、全国都道府県教育長協議会や全国知事会を通じて国に要望している。引き続き国の動向を注視したい。

交通費については、遠距離通学生に対して大分県奨学会の奨学金に平成 18 年度から無利子の「通学費等奨学金」を設けているが、助成することは、遠距離通学を促す面もあることから、現時点では考えていない

- 13 現在、国においては、小中学校への学校司書配置について、おおむね 1.5 校に 1 名程度の財政措置が行われている。読書推進はもとより、教員の多忙化解消や児童・生徒へのきめ細やかな対応のためにも、全校に専任配置できるよう県独自で人件費の上乗せを行うこと。

(回答)

学校図書館法の一部改正や令和 4 年度からの第 6 次学校図書整備 5 カ年計画を受け、学校司書の配置のさらなる充実について、市町村教育委員会へ働きかけを行っている。令和 3 年度の「学校図書館の現状に関する調査（大分県）」では、県内の 2 校（小 1、中 1）を除く小学校、中学校、義務教育学校で、学校司書が配置されている。

- 14 新年度（4 月）から教員が不足する事態が生じていることは深刻である。早急に教員の配置を行うこと。緊急に補助教員などを配置できるよう財政措置を行うこと。

(回答)

欠員の原因としては、少子化等の影響による大学教育学部の定員減少や、教員が大量退職期を迎える中、全国的に教員確保が厳しい状況となっていることが考えられる。

本県では、教員の確保に向け、今年度の採用試験においても、1次試験免除の拡充や2次試験の口頭試問の廃止、他県教諭特別選考の受験資格緩和といった策を講じるなど、受験しやすい環境づくりを行なった。

さらに、本県における教員の養成・輩出に大きな役割を担っている大分大学と連携し、国にも要望した結果、来年度入試から教育学部定員が増員される見込みとなった。

また、再任用校長や再任用指導主事制度の導入をはじめ、退職予定者の意向確認時期を早めて、より丁寧に聞き取りを行うなど、再雇用に向けた環境整備にも取り組んでいる。

今後は、定年引上げの対応を含め、引き続き教員確保に努めたい。

なお、学力向上を目的とした学校教育活動支援として、学習指導員を令和4年度は県立学校については本校全校、市町村立学校については小学校6学級以上、中学校3学級以上の学校に配置できるよう予算措置しており、県立学校については全校に、市町村立学校については市町村から配置要望があった学校全校に配置している。

(就学援助について)

- 1 子どもの貧困率が拡大する中、就学援助制度の適用所得基準を引き下げること。国へ働きかけるとともに、県としても支援を行うこと。

(回答)

経済的理由により修学困難と認められる児童生徒に対して市町村が必要な援助を与えた場合は、国の制度に基づき、当該市町村に対して要保護児童生徒援助費補助金が交付されている。

制度の周知については、入学時や進級時に制度の案内書等を配布するとともにホームページや広報誌に掲載するなど、全ての市町村において周知に努めている。県としても、ホームページに各市町村担当課のウェブサイトへのリンクするサイトを設け、情報提供を行っているところ。

さらに、就学援助の充実について、全国都道府県教育長協議会を通じて、毎年、国に対し「補助金申請額を圧縮することなく、引き続き全額を交付決定するように努め、補助単価の引上げ等、就学援助の実態に応じた補助金の充実を図ること」を要望している。

なお、認定基準及び援助の内容、他市町村の取組状況については市町村に周知し、対応を促しているところであるが、その実施については市町村の判断によるものと考えている。

- 2 対象援助費目が県下の市町村でまちまちであり、県下のどこの自治体に住んでいようと子どもの平等性の確保から、14項目の全援助費目について県下すべての自治体で援助措置が図られるよう助成を行うこと。

(回答)

県内の各市町村が、地域の状況に応じて項目を選択し、措置していると考えている。県としては、県内の情報を提供しながら、予算の確保について市町村へ要請している。

(人権同和教育)

1 中津北高で起きた生徒の偶発的な賤称語を使った発言を「差別事象」扱いにした問題で県教育委員会が、運動団体にお伺いを立て、解同言いなりの研修やアンケート調査が行われたが、こうした県の姿勢はどう是正されたのかその見解を問うとともに、以下の理由で再発・再来を防ぐこと。

- ① 学校内で起きた問題は原則学校内で解決し、教育の自主性と主体性を守るため、運動団体への報告やその介入を許すようなことは、絶対に行わないこと。
- ② 万一発達途上の子どもの認識上、いわゆる「差別的な言動」が行われても、あくまでの教育的見地で相互啓発活動を行うこと。
- ③ 中津北高では頻回な生徒集会、職員研修、更には全県高校生を対象にしたアンケート調査などが実施されたが、こうした手法は生徒間の分断や疑心暗鬼の相互不信を拡大するとともに、教職員はもとより、学校運営全体に委縮作用をもたらすことが危惧される。今後、是正すること。

(回答)

中津北高の案件は、学校としての課題という認識をふまえ、その課題解決に向け、当該学校と県教育委員会では対応してきた。その際、差別のない社会をつくるためには、学校のみならず、地域全体で人権尊重の取組を進めていくことが必要であると考え、必要に応じて関係の市町村教育委員会や小・中学校、差別をなくす取組をしている団体に情報提供を行うこともある。また、調査についても、小・中学校の学びの実態を把握して、県立学校の取組に活かすために実施しているもので、差別のない学校・地域社会をつくっていくために必要なものと考えている。

(文化財行政)

1 戦後 76年を経過し、直接の戦争体験者が著しく減少するとともに、戦争の実相を物語る遺構も風化が進んでいる。こうしたなか、戦争の愚かさや悲惨さ、平和の尊さを後世に伝えることは現代に生

きる私たちの責務と考える。文化財保護法の指定基準の改定に伴い、県現代史における戦跡や戦争遺構について、悉皆調査が求められている。下記の事項について要望する。

- ① 大分県の戦争遺跡の悉皆調査の現段階はどうなっているのか、早急に終了すべきであるが計画を示すこと。
- ② 戦争遺跡の保存等対策やそのための2023年度の予算を増額すること。

(回答)

県では、平成4・5年に明治維新以後の近代遺産について調査を行い、1次調査で産業・土木・教育・文化等に関する建造物872件をリストアップした。そのうち軍事施設は29件で、その後、詳細調査を実施して報告書『大分県の近代化遺産』に掲載したものは、宇佐市の掩体壕群、大分市の豊予要塞司令部高島跡、佐伯市の第二戦闘指揮所跡、仙崎砲台跡の4件である。その後、いわゆる「戦争遺跡」を含む近代の遺跡に関する悉皆調査はまだ実施していない。県内市町村では、令和2年度から「文化財保存活用地域計画」作成を開始し、その中では文化財の悉皆調査を求められている。県として、こうした計画作成を支援することで、「戦争遺跡」を含めた県内の文化財全体の把握に努める。

また、県内の戦争遺跡のうち、大分市の旧豊予要塞司令官官舎、佐伯市の旧佐伯海軍航空隊掩体壕、玖珠町の旧豊後森機関庫の3件が、国登録文化財に登録されており、国登録文化財に関する補助制度をふまえ、より充実した保存等に向けての取組をすすめる。

【各地域からの要望】

(日田市)

- 1 日田林工の正門横にモニュメントがあるが、その横のT字型市道を救急車がスムーズに住宅地に通過できるように、モニュメントの敷地の角をとること。

(回答)

まずは、日田玖珠広域消防組合消防本部や日田市の道路課に問い合わせて、該当事案の実態の把握を行い、その上で、日田林工高校と対応を協議したい。

【公安委員会】

警察が収集した被疑者の DNA 型、指紋、顔写真などのデータベースについて、事件が終了した時点で削除すべきであることから、保管している警察庁に削除するよう求めること。

(回答)

被疑者のデータベースは様々な事件の捜査において、犯人の割り出しや余罪の確認等に活用され事件解決に効果を上げている。

データベースのうち、指紋については「指掌紋取扱規則」に基づき警察庁と県警察の双方で整理保管しており、個別の事案に応じて県警鑑識課長が「死亡したとき」及び「保管する必要がなくなったとき」と認める場合は抹消するなど、適切に対応しているところである。

DNA型は「DNA型記録取扱規則」、顔写真は「被疑者写真の管理及び運用に関する規則」に基づき警察庁が整理保管しており、「死亡したとき」及び「保管する必要がなくなったとき」に抹消するものとされている。抹消については警察庁の権限とされていることから、個別の事案に応じて、警察庁と適宜協議し、適切に対応している。

【各地域からの要望】

(大分市)

- 1 県道高崎大分線は、児童生徒の通学路にもなっているが、危険との声が寄せられていることから、現行の速度規制 50 キロメートルから、40 キロメートルに低減する措置を講ずること。

(回答)

最高速度規制の見直しに必要な実勢速度の調査を行ったところ、登校時間帯は時速 40 キロメートル前後、下校時間帯は時速 50 キロメートル前後で通行している状況で、規制速度との乖離は認められない状況である。

過去 3 年分の交通人身事故の事故形態を調査したが、速度超過を原因とする交通事故の発生も見受けられない。

よって、交通の安全と円滑双方を確保するため、速度規制については、現状維持とするものの、児童生徒の登下校中の安全確保に向け、引き続きパトロールや交通安全指導を実施し、最高速度規制を運転手に周知できるよう取り組んでいく。

- 2 県道 197 号線佐賀関トンネルにおいて、バイクの暴走による深夜の騒音被害が発生していることから、大分県警において安全対策及び騒音防止対策などを行うこと。

(回答)

県警察では、佐賀関トンネル周辺における、速度超過違反等の指導取締り及び夜間におけるパトロールや駐留警戒活動を行っているところであるが、周辺道路の安全対策等として、今後もこれらの活動を継続して実施する。

(国東市)

- 1 公安委員会が自動車学校に委託している高齢者講習の実車指導や技能検査の際に、日常軽自動車しか運転していない高齢者が多く希望者には軽自動車で行えるよう導入を求める。

(参考)

県下で唯一の自治体（国東市立）の運営する国東自動車学校ですが、高齢者講習は他の自動車学校と同様に公安委員会からの委託で行っています。軽自動車での技能検査を望む声がありました。県下では日田市と大分市の2か所の自動車学校で導入しているそうです。

(回答)

県内では、運転免許センターのほか、中津市、日田市及び大分市内の自動車学校合計5校で高齢者講習の実車指導や運転技能検査に軽四乗用自動車を導入している。

自動車学校における軽四乗用自動車の導入は各校の判断になるが、県内で軽四乗用自動車での運転技能検査等を希望する声があることは把握しており、各自動車学校に導入を依頼しているところであり、今後も依頼を継続する。

(中津市)

- 1 国道212号 羅漢寺郵便局からの信号機について、以前は「撤去する」とのことであったが、地元との協議もあるということで、そのままに推移している。当初から「撤去ありきではなく半感応式でも」との要望であった。地元の協議を進め速やかな対応を求める。

(回答)

ご指摘の信号機については、平成27年度よりその必要性の調査をしていたところ、交通量は少なく、歩行者も減多に通らないことから、撤去の方向で検討しているところであるが、今後も地元との協議を進めながら慎重に対応していく。なお、半感応への改良は計画していない。

- 2 中津市合馬交差点の歩行者用信号機の時間設定では、小学校低学年の子ども達は渡り切れず、中の島に留まらなくてはならないので、歩行者用信号機の青の時間を長めること。

(回答)

一般的に歩行者灯器は、横断歩道の長さに応じて、一つの横断歩道を渡り終えるのに必要な秒数を設定しており、ご指摘の信号機についても同様の設定となっている。現地調査したところ、各横断歩道を渡りきれないことはなかったと認識しており、現時点で信号機の秒数を変更する予定はない。引き続き児童生徒の登下校中の安全が確保されるようパトロール等に努めていく。

【病院局・県立病院】

1 コロナ禍で感染症指定病院としての取り組みに敬意を表します。

今回の経験を踏まえ、県立病院で勤務する医師や看護師、その他の職種についている職員について、人命を預かる仕事であり、十分な医師確保及び看護師など正規職員の増員を行うことを県に強く求めること。

(回答)

今後も感染症指定医療機関としての役割を果たすとともに、安全で良質な医療を提供できるよう、業務量等に応じた適正な職員配置に努めたい。

【企業局】

- 1 一般市民の水道料金に比べはるかに安く、全国的に見ても低く抑えられている工業用水道の単価を見直すこと。また大分市民の飲料水のため水利権の見直しをすること。

(回答)

本県の工業用水道は、建設費が嵩むダムなどを水源とせず表流水を使用していることなどから安価で供給できている。また、この料金単価は経済産業省の『料金算定要領』に基づき、減価償却費や支払利息などを積み上げ、同省の承認を得て適正に設定しており、見直しは考えていない。

なお、上水道は大分市内全域に給水するため施設規模が大きいこと、飲用に適した水質が求められるなど、施設費・薬品費・人件費等の経費が嵩むことから、必然的に工業用水道よりも高い単価になる。

また、受水企業の契約水量については、将来の操業計画等も勘案したものとなっており、企業局としてはこの水量を確保することから水利権の見直しはできないと考えている。

- 2 企業局に蓄積されている内部留保について、福祉や中小業者支援等何でも使えるように県予算に繰り入れること。

(回答)

内部留保資金は、企業局が事業を開始して以来60年余が経過し施設の老朽化が進む中、将来に亘って安定的に電気や工業用水道を供給していくために必要な、施設更新や耐震機能強化等のための資金として蓄積されたものであり、健全経営を維持するうえで必要な資金であるが、県政への幅広い貢献として、経営に支障のない範囲で平成19年度から一般会計に繰り出しを行っている。

なお、繰出金の原資は電気及び工業用水の料金収入であるため、その用途については料金を負担している電力会社や工業用水道ユーザーの理解が得られる範囲内において、知事部局の要請に基づいて協議し決定している。